

ISSN 1346-7328

国総研資料 第945号

平成28年12月

# 国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of  
National Institute for Land and Infrastructure Management

No. 945

December 2016

公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）

影本信明・竹谷修一

A Guidebook to Preservation and Reproduction of the View from Parks and Green Spaces

Nobuaki KAGEMOTO and Shuichi TAKEYA

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan



公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）

影本信明

\*

竹谷修一

\*\*

A Guidebook to Preservation and Reproduction of the View from  
Parks and Green Space

Nobuaki KAGEMOTO

Shuichi TAKEYA

概要

本研究では、公園緑地における眺望保全・再生のあり方を検討し、視覚心理実験を実施し、公園緑地周辺景観コントロール手法を作成した。これらをつまみ、公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）としてとりまとめた。

キーワード : 公園緑地、景観コントロール、景観評価、都市景観、景観

Synopsis

In this study, we examined policies on preservation and reproduction of the view from parks and green spaces, carried out visual psychological experiments and drew up landscape control techniques around parks and green spaces. In light of these, a guidebook was discussed and drafted for preservation and reproduction of the view from parks and green spaces.

Key Words : parks and green spaces, landscape control, landscape evaluation, urban landscape, landscape

\* 都市研究部 都市防災研究室  
主任研究官

Senior Researcher, Urban Disaster  
Mitigation Division

\*\* 都市研究部 都市防災研究室長

Head, Urban Disaster Mitigation Division





## はじめに

国土交通省では、平成 16 年に景観法を制定し、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずることとしています。

このため、国土技術政策総合研究所では、地域景観を特徴付ける眺望の保全・再生を促進することを目的として、日本庭園等の公園緑地における眺望の保全・再生を支援するため、公園緑地周辺の景観コントロールを実施する主体との連携が図れるよう眺望の保全・再生の考え方や眺望コントロールの手法等について検討を行い、手引き（案）として示すこととしました。

本資料では、様々な公園緑地周辺の景観コントロール実施主体を想定し、公園緑地における眺望景観に係る基本的な用語・事柄・法制度について整理する項目を設けるとともに、写真や図表などを用いて分かりやすくまとめることとしました。また、「原論編」「実践編」「事例編」の 3 部構成とし、公園緑地周辺の景観コントロール手法の実施方法を段階的に示した手順を示しました。

本資料が、今後、公園緑地の整備・管理に携わる行政担当者を始め、関連する事業者など多くの方々に参照、活用され、良好な景観形成を進める上での一助になれば幸いです。

平成 28 年 12 月

国土交通省国土技術政策総合研究所  
副所長 香山 幹

## 目 次

はじめに.....	i
<b>【公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）】 .....</b>	<b>1</b>
原論編 .....	7
実践編 .....	25
事例編 .....	72
資料編 .....	90
参考文献.....	94
あとがき .....	95

# 公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）



# 公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）

## 目 次

本手引き（案）の目的・活用方法	5
-----------------	---

原 論 編	7
-------	---

1. 公園緑地における眺望景観とは	9
1-1 我が国の公園緑地と眺望景観の特徴	9
(1) 「日本庭園」の成立ちとその特徴	9
(2) オープンスペースとしての「公園」の成立ちとその特徴	14
1-2 公園緑地からの眺望の分類軸と種類	18
2. 現在の公園緑地における眺望景観の課題	22

実 践 編	25
-------	----

3. 公園緑地における眺望景観のタイプ	27
3-1 公園緑地における眺望景観の4つのタイプ	27
タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景	28
タイプ A-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景	29
タイプ B 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景	30
タイプ C 園内を眺望対象とした水平パノラマ景	31
3-2 各眺望景観タイプの基本構造と課題	32
タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景	32
タイプ A-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景	34
タイプ B 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景	36
タイプ C 園内を眺望対象とした水平パノラマ景	38
4. 公園緑地周辺景観コントロール手法	40
4-1 公園緑地周辺景観コントロールの前提	40
4-2 各眺望景観タイプにおける周辺景観コントロール手法	45
タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景	45
タイプ A-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景	53
タイプ B 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景	59
タイプ C 園内を眺望対象とした水平パノラマ景	66

事 例 編 . . . . . 72

5. 公園緑地周辺における景観コントロールの取組み事例 . . . . . 74

5-1 各眺望タイプにおける眺望保全・再生の取組み事例 . . . . . 74

    タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景  
        【事例：後樂園（岡山県岡山市）】 . . . . . 74

    タイプ A-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景  
        【事例：平和記念公園（広島県広島市）】 . . . . . 76

    タイプ B 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景  
        【事例：中央公園（神奈川県横須賀市）】 . . . . . 78

    タイプ C 園内を眺望対象とした水平パノラマ景  
        【事例：浜離宮恩賜庭園（東京都中央区）】 . . . . . 80

5-2 その他参考となる眺望保全・再生の取組み事例 . . . . . 83

    事例 1 京都市眺望景観創生条例に基づく眺望景観の保全 . . . . . 83

    事例 2 いしかわ景観総合計画に基づく広域的な景観の保全 . . . . . 85

    事例 3 眺望景観の価値の共有（眺望景観の社会化）に関する取組み . . . . . 87

資 料 編 . . . . . 90

本手引き（案）で扱う用語 . . . . . 92

参考文献 . . . . . 94

# 本手引き（案）の目的・活用方法

## 本手引き（案）の目的・活用方法

借景、富士見など周囲の景色をとりこんだ眺めは、地域景観を特徴付ける眺望として、古くから日本人に親しまれてきた。なかでも、公園緑地は、眺望の視点場、あるいは城郭等の公園施設が眺望の視対象として、重要な役割を果たしてきたとともに、公園緑地内部の景観とも連携し、質の高い良好な景観を形成してきた。

しかし近年、公園緑地周辺の都市開発等により、公園緑地における良好な眺望が阻害される状況が全国各地で発生している。各地方公共団体は、平成16年に制定された景観法等を活用して眺望の保全に取り組んでいるが、眺望保全の考え方や手法が未だ確立していないことなどから、眺望阻害の発生後に後追いで取組みを講ずる場合が多く、取組みの効果が十分には発揮されていない状況にある。

このような背景から、公園緑地からの眺望の保全・再生を促進することを目的として、その保全・再生の考え方やコントロールの手法等を示すものとして本手引き（案）を作成した。

本手引き（案）は、公園緑地の管理者、公園緑地周辺の市街地の景観規制・誘導等を担う自治体の都市計画部門の担当者、自治体の文化財部門の担当者など、公園緑地からの眺望の保全・再生を担う様々な主体が、公園緑地の眺望を保全・再生を図る上で参考となる事項を整理・取りまとめたものである。

## 本手引き（案）の構成

本手引き（案）の構成は以下のとおりである。

	<b>本手引き（案）の目的・活用方法</b>
原論編	<b>1. 公園緑地における眺望景観とは</b> 1-1 我が国の公園緑地と眺望景観の特徴 1-2 公園緑地からの眺望の分類軸と種類
	<b>2. 現在の公園緑地における眺望景観の課題</b>
実践編	<b>3. 公園緑地における眺望景観のタイプ</b> 3-1 公園緑地における眺望景観の4つのタイプ 3-2 各眺望景観タイプの基本構造と課題
	<b>4. 公園緑地周辺景観コントロール手法</b> 4-1 公園緑地周辺景観コントロールの前提 4-2 各眺望景観タイプにおける周辺景観コントロール手法
	タイプ A-1（園内+園外）：水平パノラマ景 タイプ A-2（園内+園外）：水平ビスタ景 タイプ B（園外）：俯瞰パノラマ景 タイプ C（園内）：水平パノラマ景
	(1) 園内におけるコントロール手法 / (2) 園外におけるコントロール手法 (3) 眺望景観の保全・再生の範囲 / 公園緑地周辺景観コントロール手法 体系図
事例編	<b>5. 公園緑地周辺における景観コントロールの取組み事例</b> 5-1 各眺望タイプにおける眺望保全・再生の取組み事例 5-2 その他参考となる眺望保全・再生の取組み事例
	<b>本手引き（案）で扱う用語</b>





公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）

## 原 論 編

- |   |    |
|---|----|
| 1. 公園緑地における眺望景観とは . . . . .             | 9  |
| 1-1 我が国の公園緑地と眺望景観の特徴 . . . . .          | 9  |
| (1) 「日本庭園」の成立ちとその特徴 . . . . .           | 9  |
| (2) オープンスペースとしての「公園」の成立ちとその特徴 . . . . . | 14 |
| 1-2 公園緑地からの眺望の分類軸と種類 . . . . .          | 18 |
| 2. 現在の公園緑地における眺望景観の課題 . . . . .         | 22 |



# 1. 公園緑地における眺望景観とは

## 1-1 我が国の公園緑地と眺望景観の特徴<sup>1)</sup>

ここでは我が国の公園緑地を、枯山水や回遊式庭園などのいわゆる「日本庭園」と、オープンスペースとしての「公園」に分けて、それらの成立（歴史の変遷）とその特徴を庭園内からの眺望に係りの深い事項を中心に概説する。

### (1) 「日本庭園」の成立とその特徴

歴史的にみて日本の庭園は、概ね自然風景式庭園として発展を遂げてきた。しかしそれは単に自然の風景をそのまま模倣するのではなく、作庭の主題として選んだ風景を理想化し、独特の縮景方法によって自然風景を象徴するようにつくられてきた点に大きな特徴がある。また詳しくは後述するが、日本庭園では古くから庭園外の自然地物を庭の中に取り込む「借景」の技法が用いられており、庭園外への眺望が重要な役割を果たしてきた。以下では時代ごとの日本庭園の特徴を概説すると共に、庭園における眺望の特徴を整理する。

#### <飛鳥・奈良時代の庭園：仏教芸術と共に中国大陸からもたらされた庭園技術>

記録にあらわれる作庭らしきものの最初は「日本書紀」の中にその記述が見られる。推古天皇 20 年（612）に百済より渡来した芝耆麻呂（しきまろ）が皇居の南庭に須弥山しゅみせんの形くわいしと呉橋（屋根つきの橋）を築いたというものがそれである。こうした庭園技術は飛鳥時代に仏教芸術と共に中国大陸から朝鮮半島を経由して我国にも伝わったとされている。

その後、奈良時代に入ると草壁皇子の「島の宮」のように海を模した池を中心として荒磯風の汀等を配して海岸風景を写した庭が作庭された。

#### <平安時代の庭園：池庭、寝殿造庭園、浄土式庭園>

平安時代になると、三方を山々に囲まれた緑深い京都において、「作庭記（橘俊綱による編纂と言われている）」にみられる技巧を用いながら、周辺の自然に溶け込み、自然に従いながら作庭する庭園様式が確立した。この平安時代に確立した庭園の様式としては、主に以下の3つがある。

①平安初期の池庭：自然の林丘や大池、池の中の島などをそっくり取り込み、その自然的景観の中に人工の立石（景石）を施してその周囲に風致植栽を施した「神泉苑庭園（京都府京都市）」や、中国の洞庭湖を模して京都郊外の嵯峨野に人工の大池を造成して作庭された「大覚寺大沢池（同前）」など。次の時代に完成する寝殿造庭園の前駆をなすものであり、京都の風土を生かした自然順応のおおらかな庭園である。

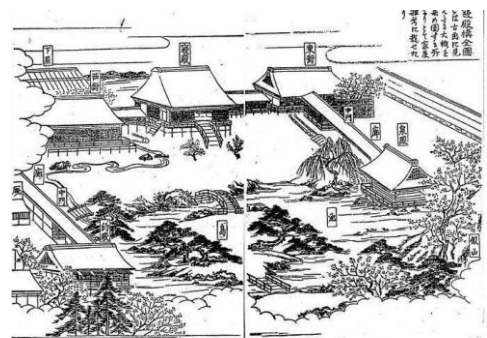


図 1-1 ■寝殿構 関根正直「宮殿調度図解」（1905 年）

②寝殿造庭園：藤原氏一族による摂関政治の最盛期であった平安中期に、上級貴族の邸宅の建築様式として確立した寝殿造の庭園であり、生得の山水や国々の名所を縮景し

たもので構成される。寝殿前方に池を設けることを原則とし、その中に中の島や橋、景石などが配された。典型的なものとしては、かつて平安京にあった東三条殿（現存しない）が挙げられる。

③浄土式庭園：浄土教の思想や信仰の影響を受けた庭園様式であり、極楽浄土を現世に再現しようとしたもの。浄土式庭園の例は多く、遺構としては鎌倉時代作庭のものを含めると、平等院（京都府宇治市）、浄瑠璃寺（京都府木津川市）、毛越寺・観自在王院（岩手県平泉町）などがある。

#### <鎌倉時代の庭園：夢窓国師の庭>

鎌倉時代に入ると、後鳥羽上皇の水無瀬殿や後嵯峨上皇の亀山殿、西園寺公経の北山殿など、皇室や高位の貴族の離宮には自然地形を利用した寝殿造系の大庭園も造営されたが、一般的には公家勢力の衰退、武家勢力の台頭という社会構造の変化に伴って、庭園は建築と共に簡素化していった。こうした時代の代表的な作庭家が夢窓国師である。

中世最高の禅僧である夢窓国師の足跡は日本全国に広範囲に渡るが、国師は各地で周辺の自然を巧みに生かして作庭を行った。現存する代表例としては、鎌倉の瑞泉寺、甲斐牧の庄（現在の山梨県甲州市）の恵林寺、京都の西芳寺、天竜寺がある。庭園における眺望という観点では、瑞泉寺、恵林寺からは富士山を眺めることができ、夢窓国師は富士山を法身（真理ブツダの本体）とみて作庭にあたったと言われている。夢窓国師の作庭によるこれら日本庭園には、園外に存在する山への眺望というものが明確に意識され、その眺望を考慮して作庭が行われたものと考えられる。



富士山が望める瑞泉寺



嵐山を借景とする天竜寺曹源池庭園

#### <室町時代の庭園：池庭と枯山水>

室町時代に入ると、上代からの伝統につながる池庭に加えて、禅宗寺院の庭である枯山水が登場する。

この時代の代表的な池庭としては鹿苑寺金閣がある。金閣の庭園は鏡湖池を中心として、大小の島々、諸国から集めた岩、石を配すると共に、園外の衣笠山等の山々を借景

としている点に大きな特徴があり、園外への眺望が作庭のポイントとなっている。

枯山水は、池や遣水などの水を使用せず、石や砂などによって山水の風景を表現する庭園であり、代表的なものに大徳寺大仙院庭園（京都府京都市）や龍安寺方丈庭園（京都府京都市）がある。



衣笠山等の周辺の山を借景とする  
鹿苑寺金閣



龍安寺方丈庭園

#### <江戸時代の日本庭園：回遊式庭園、借景庭園><sup>2),3)</sup>

江戸時代に入ると、池を中心としてその周りにいくつかの茶亭・茶座敷などの庭園建築を配置し、それらを有機的に連絡する園路をめぐらし、園路に沿って築山や入江や州浜などを歩きながら鑑賞する回遊式庭園が、公家や大名によって数多く造営された。代表的な回遊式庭園としては、浜離宮、小石川後楽園、六義園（以上東京都）、桂離宮、修学院離宮（以上、京都府京都市）、兼六園（石川県金沢市）、後楽園（岡山県岡山市）、縮景園（広島市）、栗林公園（香川県高松市）、旧徳島城表御殿庭園（徳島県徳島市）などがある。



六義園



浜離宮



縮景園



桂離宮



また上記の回遊式庭園のうち、例えば修学院離宮は比叡山を、後樂園は操山と芥子山（備前富士）を、偕樂園は千波湖を、旧徳島城表御殿庭園は城山をとといったように、庭園外の自然地物を借景しており、江戸時代にはこうした園外にある地物への眺望を特徴とした回遊式の借景庭園が多数造営された。



操山を借景とする後樂園



千波湖を借景とする偕樂園  
（楽寿楼より）



城山を借景とする旧徳島城表御殿庭園

また借景庭園は、主に大名が造営した回遊式庭園のみならず枯山水庭園にもみられる。その代表的な例としては、後水尾上皇の幡枝離宮として造営された円通寺庭園、正伝寺（共に比叡山を借景とする）、伊吹山を借景とする大通寺含山軒庭園（滋賀県長浜市）などがある。この中でも円通寺庭園は、後水尾上皇が最も比叡山の眺望に優れた場所を求めて作庭されたと言われている。こうした枯山水の借景庭園では、借景対象とする山の一部を庭園植栽などの見切り要素によって切り取って見せており、この点が、山の全容をパノラマ的に借景する回遊式庭園の借景とは異なる点である。



比叡山を借景とする円通寺庭園

## <日本庭園と眺望：「借景」と「非借景」>

これまでに示したように、日本庭園は歴史的にみて自然風景式庭園として終始一貫している。また作庭にあたっては、周辺の自然地形を上手に生かし、庭園と周辺の自然とを一体化するといった手法がとられている場合が多い。こうした事例は、古くは神泉苑庭園等の平安初期の池庭において認められるが、その典型的な技法が園外にある山などへの眺めを自らの庭の中に取り込む「借景」である。わが国の造園学研究の泰斗・上原敬二が「借景とヴィスタ」（造園学雑誌、1926）<sup>4)</sup>において「*我國の庭造法が特に借景を以て世界造園史上に特筆されて居る*」と述べていることから分かるように、この借景という技法は、日本庭園を考える上での重要な事項である。

またこうした「借景」という観点から日本庭園の眺望の特徴を整理すると、園外に眺望の対象が存在せず本来的には園内で眺望が完結している場合と、借景庭園のように園外に眺望の対象が存在する場合の2つのタイプがあると言える。日本庭園からの眺望保全を図る場合、園外に眺望対象となる要素があるかどうかによって、その眺望保全のあり方が変わってくるため、この点には十分に留意する必要がある。

### ①園外に眺望の対象が存在せず本来的には園内で眺望が完結している日本庭園



龍安寺方丈庭園



六義園



浜離宮

### ②園外に眺望の対象が存在する日本庭園（借景庭園）



後樂園



旧徳島城表御殿庭園



円通寺庭園



## (2) オープンスペースとしての「公園」の成立とその特徴

### <江戸時代のオープンスペース：眺望の視点場としての「遊覧所」>

我が国における「公園」は、明治維新以降の近代化の流れの中で西欧から輸入されたものであるが、都市の中のオープンスペースという意味では、江戸時代に成立した火除地（両国広小路、上野広小路等）や遊覧所（飛鳥山、御殿山等）がその源流にあたる。

江戸時代は、我が国の人口規模が急激に拡大した時期であり、特に人口 100 万人とも言われる江戸への人口集中は、当時から大きな社会問題となっていた。こうした人口過密の状況下において、江戸には自然発生的にあるいは幕府の政策の結果として、都市内のオープンスペースである火除地（両国広小路、上野広小路等）や遊覧所（飛鳥山、御殿山等）が整備された。眺望という点においては、飛鳥山、御殿山等の遊覧所は、錦絵や名所図会などに描かれている様子からも分かるように、富士山や江戸湾といった園外の自然地物への眺望の視点場にもなっており、江戸時代において既に、都市内のオープンスペースから海や山への眺望が市民に親しまれていた。



図 1-2 ■飛鳥山花見乃図（絵師：広重／「東都名所」に収録）



図 1-3 ■御殿山花盛（絵師：広重／「東都名所」に収録）



図 1-4 ■飛鳥山（絵師：長谷川雪旦／「江戸名所図会」に収録）

### <明治の公園：太政官布達公園、洋風近代式公園>

我が国における営造物公園（行政によって整備された公園）は、明治時代以降に開設された。具体的には、明治 6 年（1873）の「太政官布達第 16 号」によって、浅草寺、寛永寺といった寺社の境内や、嵐山、飛鳥山などの古くからの景勝地、遊覧所等を明治政府が公園としたのが始まりである。

太政官布達による公園は旧来からの遊覧所や寺社の境内であるのに対して、洋風の近代式公園として最初に整備されたのが、東京市区改正条例（明治 21 年）に基づいて整備



された日比谷公園（明治 36 年開園）である。

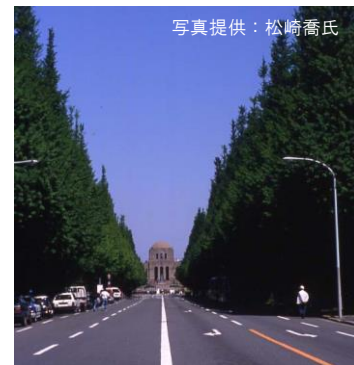


日比谷公園

### <大正～戦前の公園：震災復興公園、ビスタを有する公園>

太政官布達による公園の開設、日比谷公園の造営以降、公園の整備はなかなか進まなかったが、関東大震災の教訓を踏まえて震災後は復興局によって、東京の隅田公園、浜町公園、錦糸公園をはじめとして 55 箇所の公園が整備された。

公園からの眺望という観点では、大正 15 年（1926）には明治神宮外苑が造営されたことがトピックとして挙げられる。この明治神宮外苑では、明治神宮造営局主任技師の折下吉延おりしもよしのぶの設計によって、聖徳記念絵画館をアイストップとしたビスタを有する銀杏並木が整備された。西洋のフランス式庭園にみられるビスタを導入した公園としては他に、1914 年（大正 3 年）に完成した旧武庫離宮（須磨離宮公園/兵庫県神戸市）が挙げられる。



明治神宮外苑 銀杏並木

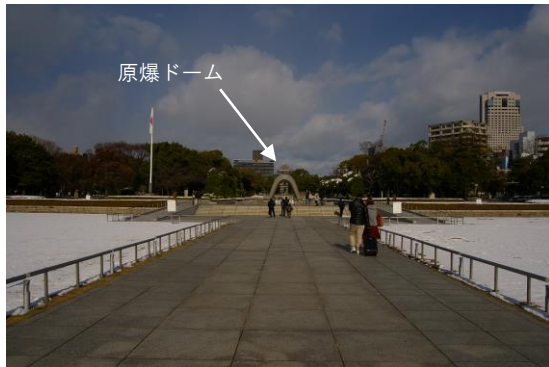


須磨離宮公園

### <戦後の公園：戦災復興計画による公園、都市公園法等に基づく公園>

第二次世界大戦後は、東京を始めとして多くの都市で戦災地復興計画が策定され、その一環として公園の整備が進められた。戦後 10 年を経て昭和 31 年（1956）に都市公園法が制定され、その整備が全国的に進められた。また、昭和 43 年（1968）に武蔵丘陵森林公園の設置が閣議決定され、これ以降一つの都・府県を超える広域的な見地あるいは、国家的な記念事業として大規模な国営公園の整備が行われるようになった。

戦後に整備された公園のうち、公園内からの眺望を特に意識して整備された公園としては、園外の要素を眺望の対象とし、その要素へのビスタが特徴的な公園がある。具体的には、原爆ドームを眺望の対象とする平和記念公園（昭和 29 年開園／広島県広島市）や、桜島を眺望する吉野公園（昭和 45 年開園／鹿児島県鹿児島市）、富士山を眺望の対象とする宝野公園・奈良原公園（昭和 57 年開園／東京都多摩市）などが挙げられる。



平和記念公園と原爆ドーム



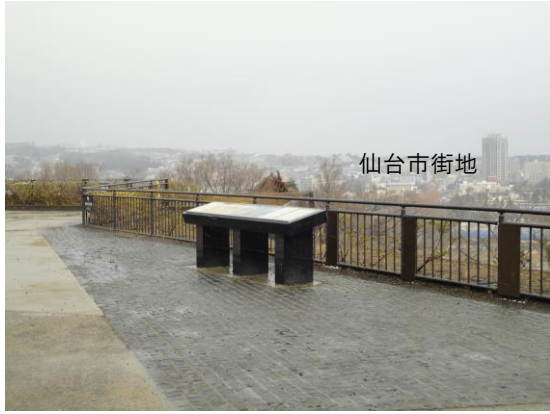
吉野公園と桜島



富士山を眺望の対象とする奈良原公園・宝野公園（通称：富士見通り）

またその他、眺望を特に意識して戦後に開園した公園としては、公園自体が市街地等を望む山や高台に位置し、そこからの俯瞰を楽しむ公園がある。具体的には、仙台市の市街地を一望できる青葉城公園（昭和 28 年開園／宮城県仙台市）、徳島市の市街地を見下ろす眉山に整備された眉山公園（昭和 33 年開設／徳島県徳島市）、中央公園（昭和 45 年開園／神奈川県横須賀市）などが挙げられる。





仙台市街地を俯瞰する青葉城公園



徳島市街地・城山を俯瞰する眉山公園



横須賀市街地・東京湾を俯瞰する中央公園

## 1-2 公園緑地からの眺望の分類軸と種類<sup>5)~7)</sup>

前節 1-1 では、「日本庭園」と「公園」の成立ちと特徴を整理したが、これらを公園緑地からの眺望は、「①興味対象の所在」「②眺望の水平方向の広がり」「③眺望の鉛直方向の広がり」という3つの分類軸で整理することができる（下表参照）。

表 1-1 ■眺望の分類軸と眺望の種類

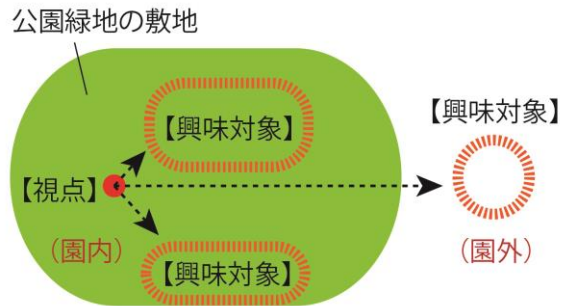
眺望の分類の観点	眺望の種類
(1) 興味対象の所在	(1)-1：興味対象が「園内」と「園外」にある眺望
	(1)-2：興味対象が「園内」にある眺望
	(1)-3：興味対象が「園外」にある眺望
(2) 水平方向の視野の広がり	(2)-1：水平方向に視野の広がりがある眺望（パノラマ景）
	(2)-2：方向性が強く意識される眺望（ピスタ景）
(3) 垂直方向の視野の広がり	(3)-1：ほぼ水平方向への眺望（水平景）
	(3)-2：高所から見下ろす眺望（俯瞰景）

### 分類軸（1）興味対象の所在

#### (1)-1：興味対象が「園内」と「園外」にある眺望

「園外」への眺望が意図されて計画・設計されており、公園緑地内からの眺望の興味対象が「園内」だけでなく「園外」にもある場合。本来的に眺望が園内だけで完結していない眺望。

具体事例としては、例えば日本庭園の借景庭園が挙げられる。



興味対象が「園内」と「園外」にある眺望  
＝本来的には園内だけで完結していない眺望



後楽園

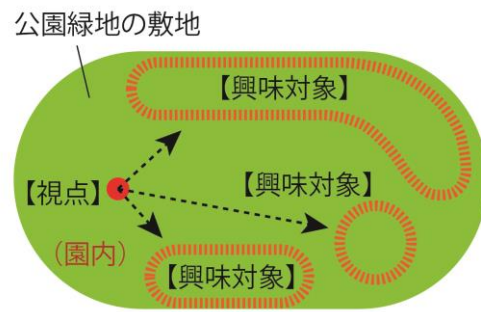


旧徳島城表御殿庭園

(1)-2 : 興味対象が「園内」にある眺望

「園外」への眺望が意図されて計画・設計されておらず、公園緑地内からの眺望の興味対象が「園内」にある場合。本来的に眺望が園内だけで完結している眺望。

具体事例としては、例えば借景をしていない日本庭園等が挙げられる。



興味対象が「園内」にある眺望  
= 本来的には園内だけで完結している眺望



旧古河庭園



六義園

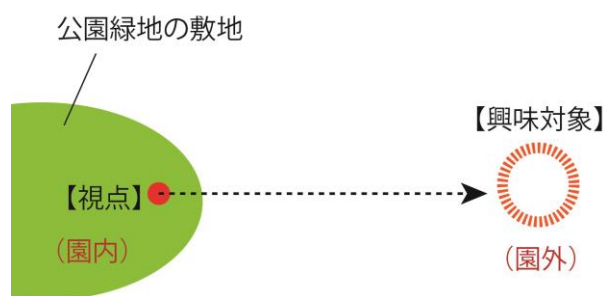


浜離宮

(1)-3 : 興味対象が「園外」にある眺望

主要な興味対象は「園外」にあり、公園緑地は眺望の視点場としての役割を担っている場合。

具体事例としては、例えば市街地や海などを見下ろすような視点場を有する公園緑地が挙げられる。



主要な興味対象が「園外」にある眺望



眉山公園



中央公園



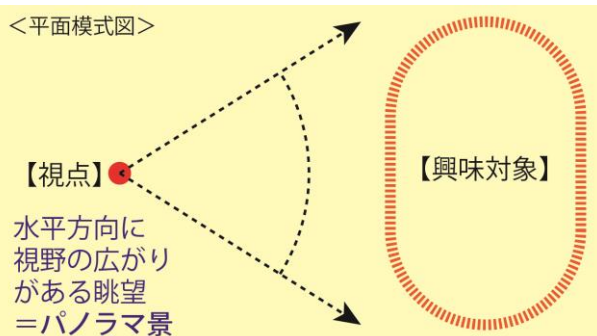
## 分類軸 (2) 水平方向の視野の広がり

### (2)-1 : 水平方向に視野の広がりがある眺望 (パノラマ景)

例えば広い水面や芝生等が目の前に広がっているなど、水平方向にパノラマ的な視野の広がりがある眺望。

江戸時代に作庭された池泉回遊式庭園や明治以降の都市公園等、多くの公園緑地にみられる眺望である。

<平面模式図>



日比谷公園

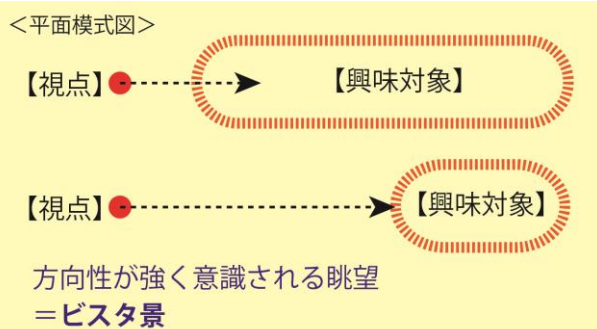


水前寺公園

### (2)-2 : 方向性が強く意識される眺望 (ビスタ景)

並木が続いているなど、興味対象に方向性がある場合や、アイストップとなるような明確な視対象がある場合など、方向性が強く意識される眺望。こうしたビスタは、歴史的には西洋のフランス式庭園で用いられる手法であり、わが国の伝統的な日本庭園にはみられないタイプの眺望である。

<平面模式図>



吉野公園



平和記念公園



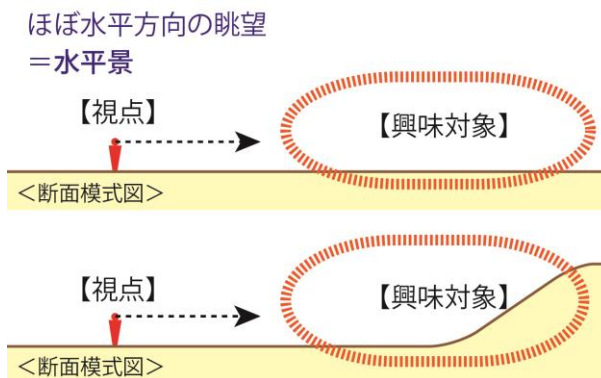
須磨離宮公園

### 分類軸 (3) 垂直方向の視野の広がり

#### (3)-1 : ほぼ水平方向への眺望 (水平景)

ほぼ水平方向に興味対象への眺望が得られる場合。

日本庭園内の園路から池方向や築山方向への眺望、公園緑地から近接する建造物や遠方の山岳への眺望などがこれに該当する。



縮景園



浜離宮

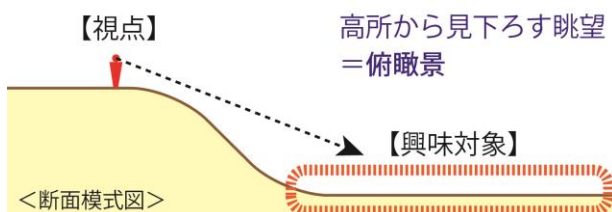


清澄庭園

#### (3)-2 : 高所から見下ろす眺望 (俯瞰景)

高所から俯瞰する眺望。

日本庭園内の築山や建築物からの眺望や、高台に位置する公園緑地からの眺望がこれに該当する。



偕楽園 (楽寿楼)



眉山公園



中央公園

## 2. 現在の公園緑地における眺望景観の課題<sup>2)</sup>

前章「1-1 我が国の公園緑地と眺望景観の特徴」において示したように、我が国の公園緑地は古くから眺望の視点場として親しまれている。また公園緑地からの眺望は、必ずしも「園内」だけに留まらず、日本庭園の借景のように山や海、湖といった「園外」の自然地物が眺望の対象になっている場合や、展望施設を兼ね備えた公園のように主要な興味対象は「園外」にあり、公園緑地は眺望の視点場としての役割を担っている場合もある。

しかしその一方で、主に戦後の市街化の進展、建築物の高層化、屋外広告物の増加といった時代の流れの中で、公園緑地からの眺望が阻害されている、あるいは阻害が危惧される場合もみられる。

こうした公園緑地からの眺望保全を図る上での現状の課題としては、主に以降に示す3点が挙げられる。

### 課題①：園外の建築物によって園内への眺望が阻害されている

- ◆高さや形態・意匠、色彩がまちまちな建築物が見えてしまい、眺望が繁雑な印象になっている





◆直近に建設された高層建築物によって圧迫感が生じており、眺望が阻害されている



課題②：園外の建築物によって園外への眺望が阻害されている

◆主要な興味対象であるビスタのアイストップの背後に、ノイズとなる建築物が見えている



原爆ドームへの眺望

◆建築物によって、主要な興味対象そのものが阻害されている



山への眺望



園内から興味対象要素の島への眺望

課題③：園内の要素によって眺望が阻害されている

- ◆園内の植栽によって眺望が阻害されていることがある（園内の管理の問題）

公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）

# 実践編

3. 公園緑地における眺望景観のタイプ	27
3-1 公園緑地における眺望景観の4つのタイプ	27
タイプA-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景	28
タイプA-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景	29
タイプB 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景	30
タイプC 園内を眺望対象とした水平パノラマ景	31
3-2 各眺望景観タイプの基本構造と課題	32
タイプA-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景	32
タイプA-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景	34
タイプB 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景	36
タイプC 園内を眺望対象とした水平パノラマ景	38
4. 公園緑地周辺景観コントロール手法	40
4-1 公園緑地周辺景観コントロールの前提	40
4-2 各眺望景観タイプにおける周辺景観コントロール手法	45
タイプA-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景	45
タイプA-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景	53
タイプB 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景	59
タイプC 園内を眺望対象とした水平パノラマ景	66



### 3. 公園緑地における眺望景観のタイプ

#### 3-1 公園緑地における眺望景観の4つのタイプ

原論編で紹介したような公園緑地からの眺望は、先に示した3つの分類軸を組み合わせ、概ね4つの眺望景観タイプに整理することができる。本手引き（案）では、この4つのタイプを公園緑地における代表的な眺望タイプとして扱う。次頁以降に各タイプの概要を示す。

表 3-1 ■眺望の分類軸と眺望の種類

眺望の分類軸	眺望の種類		
(1) 興味対象の所在	(1)-1: 興味対象が「園内」と「園外」にある眺望  興味対象が「園内」にある眺望 =本来的には園内だけで完結している眺望	(1)-2: 興味対象が「園内」にある眺望  興味対象が「園内」と「園外」にある眺望 =本来的には園内だけで完結していない眺望	(1)-3: 興味対象が「園外」にある眺望  主要な興味対象が「園外」にある眺望
(2) 水平方向の視野の広がり	(2)-1: 水平方向に視野の広がりがある眺望 (パノラマ景)  水平方向に視野の広がりがある眺望 =パノラマ景	(2)-2: 方向性が強く意識される眺望 (ビスタ景)  方向性が強く意識される眺望 =ビスタ景	
(3) 垂直方向の視野の広がり	(3)-1: ほぼ水平方向への眺望 (水平景)  ほぼ水平方向への眺望 =水平景	(3)-2: 高所から見下ろす眺望 (俯瞰景)  高所から見下ろす眺望 =俯瞰景	

表 3-2 ■公園緑地における眺望景観の代表的な4つのタイプと分類軸の対応

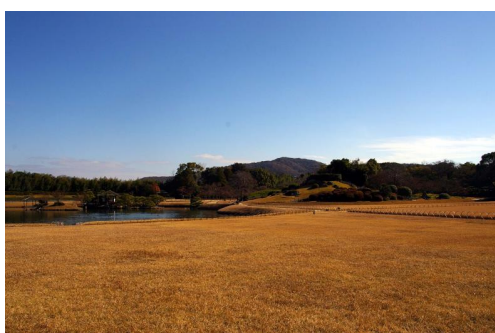
(1) 興味対象の所在	眺望の分類軸		眺望景観の4つのタイプ
	(2) 水平方向の視野の広がり	(3) 鉛直方向の視野の広がり	
(1)-1: 「園内」と「園外」	(2)-1: パノラマ景	(3)-1: 水平景	タイプ A-1 園外+園外を眺望対象とした水平パノラマ景
(1)-1: 「園内」と「園外」	(2)-2: ビスタ景	(3)-1: 水平景	タイプ A-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景
(1)-3: 「園外」	(2)-1: パノラマ景	(3)-2: 俯瞰景	タイプ B 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景
(1)-2: 「園内」	(2)-1: パノラマ景	(3)-1: 水平景	タイプ C 園内を眺望対象とした水平パノラマ景

タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景

眺望対象	園内+園外	園外	園内
眺望景観の基本構造	水平パノラマ景	水平ビスタ景	俯瞰パノラマ景

園外の要素を園内の眺めと関連付け、園内と園外を同時に眺めることを意図して計画された公園緑地における、視点とほぼ同じ高さを中心に視野が広がる眺望景観である。視野の中に興味対象が存在することなどにより、視線の方向性が意識される場合もある。

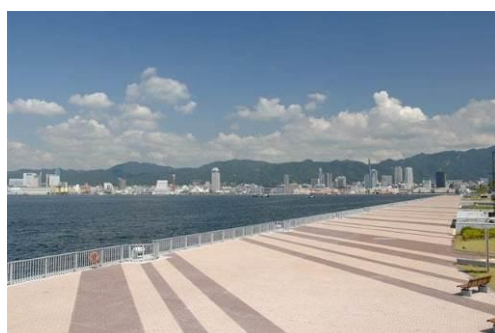
このような眺望景観タイプを有する公園緑地の例として、後楽園（岡山県岡山市）など伝統的な日本庭園の借景庭園が挙げられるほか、岸公園（島根県松江市）、ポーアイしおさい公園（兵庫県神戸市）など新しい都市公園も挙げられる。



後楽園（岡山市）



岸公園（松江市）



ポーアイしおさい公園（神戸市） 出典：神戸市<sup>1)</sup>



葉山しおさい公園（葉山町） 出典：葉山町<sup>2)</sup>

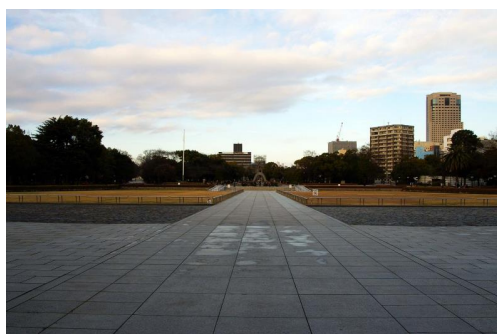


タイプA-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景

眺望対象	園内+園外	園外	園内
眺望景観の基本構造	水平パノラマ景	水平ビスタ景	俯瞰パノラマ景

園外の要素を園内の眺めと関連付け、園内と園外を同時に眺めることを意図して計画された公園緑地において、視野が視点とほぼ同じ高さを中心に広がり、視野の広がりが見点近傍の要素により物理的に限定される眺望景観である。

このような眺望景観タイプを有する公園緑地の例として、平和記念公園（広島県広島市）、明治神宮外苑（東京都港区）、大通り公園（北海道札幌市）など人工物のシンボルをアイストップとするもの、宝野・奈良原公園（東京都多摩市）、吉野公園（鹿児島県鹿児島市）など独立峰などの自然物をアイストップとするものが挙げられる。



平和記念公園（広島市）



明治神宮外苑（港区）提供：松崎喬氏



大通り公園（札幌市）



吉野公園（鹿児島市）



宝野・奈良原公園（多摩市）

**タイプB** 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景

眺望対象	園内+園外	園外	園内
眺望景観の基本構造	水平パノラマ景	水平ビスタ景	俯瞰パノラマ景

園外の要素を眺めることを意図して計画された公園緑地における、視点より下方を中心に視野が広がる眺望景観である。視野の中に興味対象が存在することなどにより、視線の方向性が意識される場合もある。

このような眺望景観のタイプ有する公園緑地の例として、中央公園（神奈川県横須賀市）、須磨離宮公園（兵庫県神戸市）、天橋立公園笠松地区（京都府宮津市）、眉山公園（徳島県徳島市）など、眼下に広がる水域や街並み、島嶼や独立峰などの要素を視対象とするものが挙げられる。



中央公園（横須賀市）



須磨離宮公園（神戸市）



天橋立公園笠松地区（宮津市）



眉山公園（徳島市）



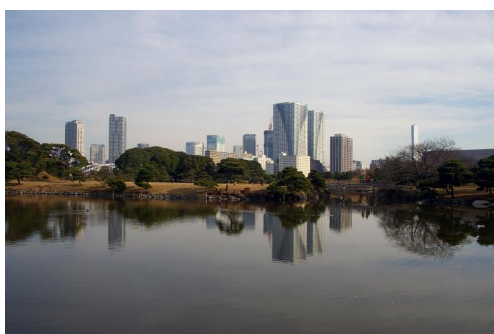
## タイプC

## 園内を眺望対象とした水平パノラマ景

眺望対象	園内+園外	園外	園内
眺望景観の基本構造	水平パノラマ景	水平ビスタ景	俯瞰パノラマ景

園外の要素を眺めることを意図せず計画された公園緑地における、視点とほぼ同じ高さを中心に視野が広がる眺望景観である。

このような眺望景観のタイプ有する公園緑地の例として、浜離宮恩賜庭園（東京都中央区）、旧古河庭園（東京都北区）、などの伝統的な日本庭園や旧邸宅庭園のほか、勾当台公園（宮城県仙台市）、日比谷公園（東京都千代田区）などの近代以降の公園緑地も挙げられる。



浜離宮恩賜庭園（中央区）



旧古河庭園（北区）



水前寺公園（熊本市）



縮景園（広島市）



勾当台公園（仙台市）



日比谷公園（千代田区）

### 3-2 各眺望景観タイプの基本構造と課題

ここでは、各眺望景観タイプの基本構造を解説し、各眺望タイプにおける眺望阻害の要因（課題）を紹介する。

#### タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景

【基本構造と課題】

##### (1) 眺望景観の基本構造

「園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景」は、山並みなどの園外の要素を借景として園内の眺めと関連付けていることが最も大きな特徴となる眺望である。

眺望景観を構成する要素は、大きく園内と園外に分かれ、いずれも重要な要素として位置づけられる。園内の要素は、視点近傍、園内部、園地縁辺部に区分され、園外の要素は、借景要素の前景エリア、借景要素、借景要素の背景エリアに区分される。

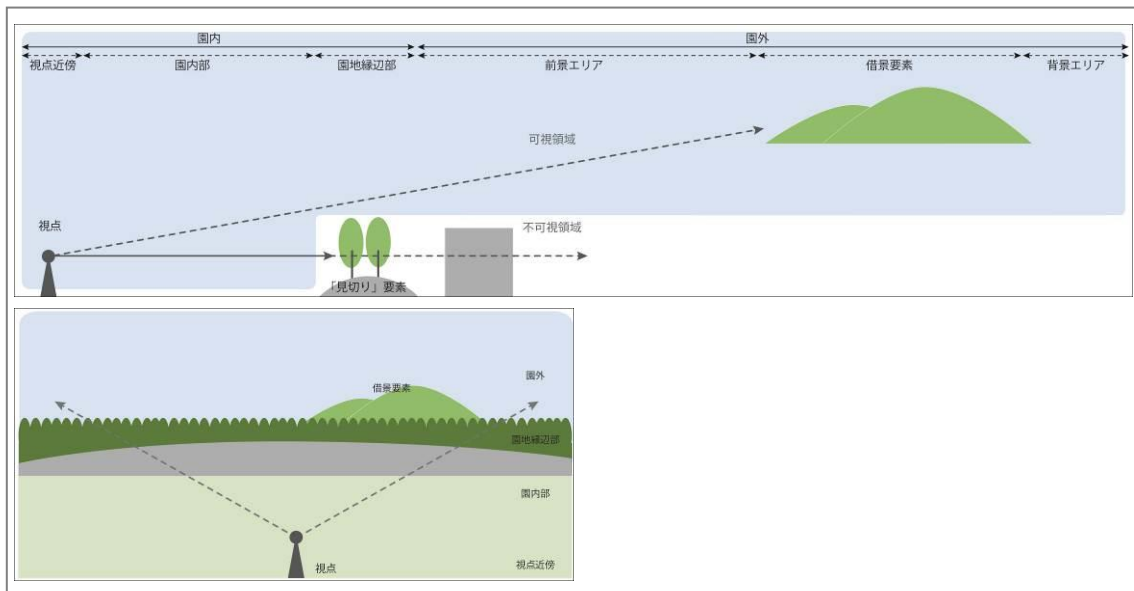


図 3-1 ■タイプ A-1 (園内+園外)：水平パノラマ景の構造概念図(上：縦断方向、下：視線方向)

構成要素それぞれの基本的性格と景観的役割は、以下に示すとおりである。当該眺望景観では借景要素が重要な存在であり、それを引き立たせるための空間のあり方が基本となる。

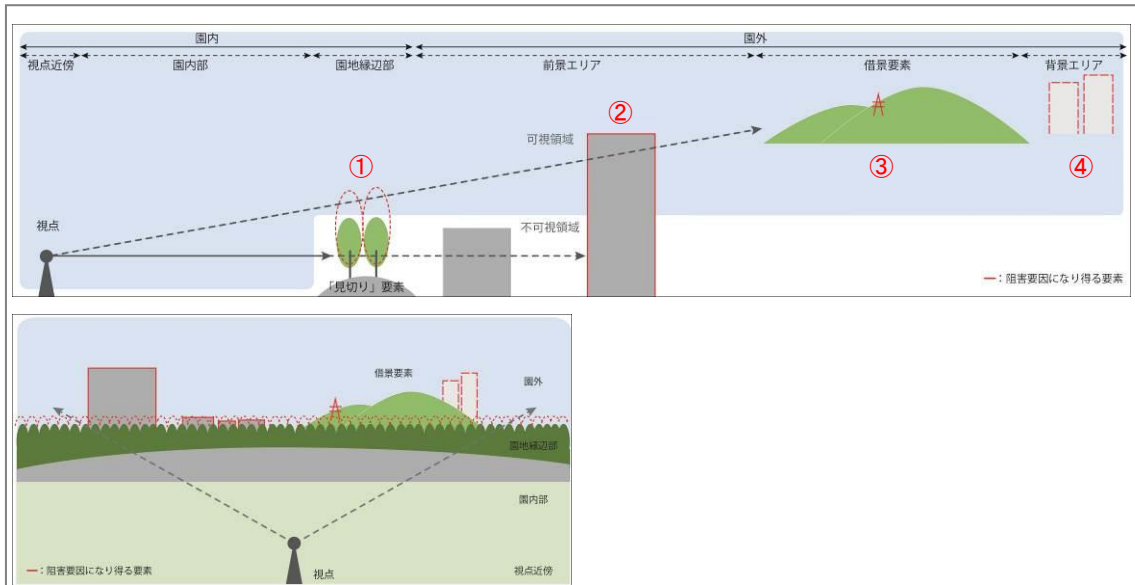
表 3-3 ■構成要素の基本的性格と景観的役割

構成要素		基本的性格	景観的役割
園内	視点近傍	眺める人の居心地感覚に働きかける構成要素	居心地の良い視点場
	園内部	園外要素の眺めと一体となって一つのまとまりを有する構成要素	園内景としてのまとまり
	園地縁辺部	園地外周の要素であり、「見切り」が設けられるのが一般的	園外前景エリアの要素の見えるための「見切り」の形成
園外	前景エリア	借景要素と園地との間に広がる借景要素の前景となるエリア	眺望景観を成り立たせる引きを確保するための「空」の空間
	借景要素	園内の眺めに関連付けられ、当該眺望景観を成立させる重要な要素	眺望景観を成立させる基本要素
	背景エリア	借景要素の背後に広がる借景要素の背景となるエリア	背景としての均質な「地」の空間

## (2) 眺望景観の課題（阻害要因）

当該眺望景観においては、園内の眺めと一体となった借景要素への眺望の維持がもつとも重要である。特に借景要素付近に阻害要素が発生したり、構成要素が変化したりすることにより基本構造が保たれなくなった場合に、眺望景観が阻害される可能性が高くなる。

借景庭園などにおいては、法規制等のコントロールにより眺望が確保されていることがほとんどであるが、眺望阻害の可能性を整理すると以下ようになる。



### ①（園内）園地周辺部における阻害要素

園内植栽等の「見切り」要素により借景要素への眺めが遮られると眺望景観の価値が阻害される。園内においては、相応の維持管理が行われることが通常であり、一般的にノイズ発生の可能性は低い。

### ②（園外）前景エリアに発生する阻害要素

借景要素の前景エリアとしての「空」の空間が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。

園外の様々な開発・整備によって、借景要素への眺めを阻害するノイズが発生する可能性が高い。ノイズとなり得る要素としては、仰角、水平見込角等（規模）の大きい建築物・工作物やファサードや色彩等が統一されていない建築物、屋外広告物が挙げられる。



山並みへの眺望を阻害する高仰角の建築物

### ③（園外）借景要素自体の質の損失

眺望景観を成立させる基本要素としての質が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。借景要素自体に建築物・工作物等のノイズが発生する可能性はあるが、一般的にかなり遠景にあるため、景観的影響は相対的に小さい。

### ④（園外）背景エリアに発生する阻害要素

背景としての「地」的な空間が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。かなり遠景のため、背景エリアの性格を改変するようなノイズ発生の可能性は低い。

(1) 眺望景観の基本構造

「園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景」は、植生等の園内施設により、視線方向を園外の興味対象要素に向けて軸上に強調していることが最も大きな特徴である。

眺望景観を構成する要素は、大きく園内と園外に分かれ、いずれも重要な要素として位置づけられる。園内の要素は、視点近傍、園内部、園地縁辺部に区分され、園外の要素は、借景要素の前景エリア、興味対象要素、借景要素の背景エリアに区分される。興味対象要素は、記念碑的建物等の人工要素や独立峰等の自然要素の場合があり、それぞれの要素の大きさによって視線方向の意識のされ方は異なったものとなる。

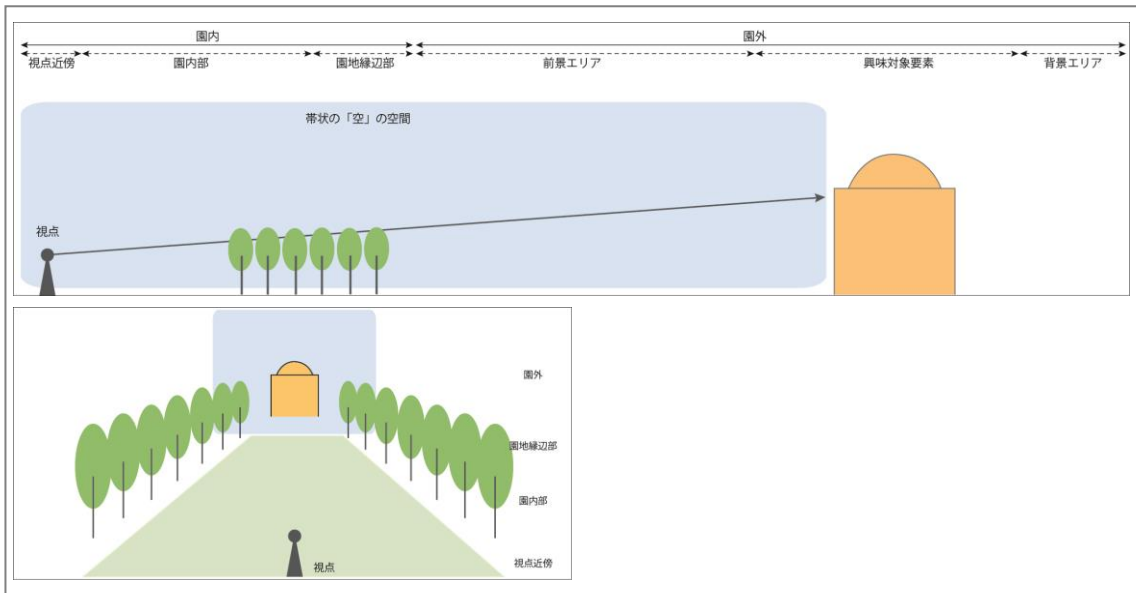


図 3-2 ■タイプA-2 (園内+園外)：水平ビスタ景の構造概念図(上：縦断方向、下：視線方向)

構成要素の基本的性格と景観的役割は、以下に示すとおりである。当該眺望景観では軸線上の興味対象要素が重要な存在であり、それを引き立たせるための空間のあり方が基本となる。

表 3-4 ■構成要素の基本的性格と景観的役割

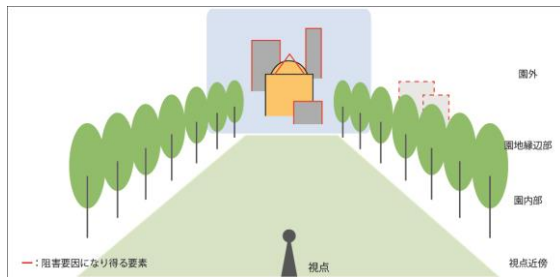
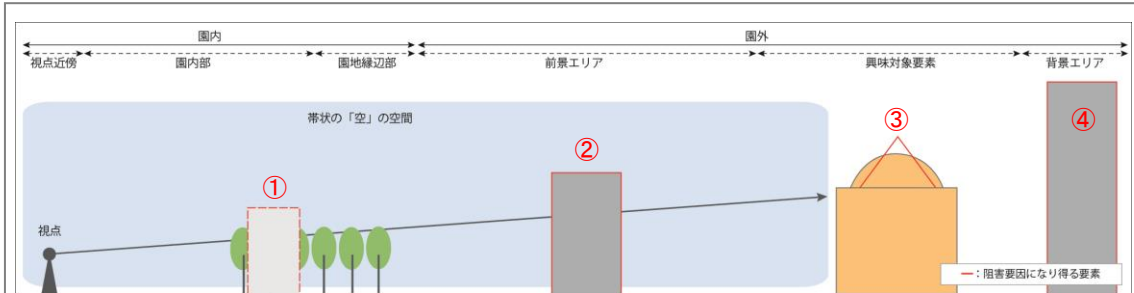
構成要素		基本的性格	景観的役割
園内	視点近傍	眺める人の居心地感覚に働きかける構成要素	居心地の良い視点場
	園内部	園外の眺めと一体となって一つのまとまりを有する構成要素で軸線を意識した造形が一般的	園内景としてのまとまり
	園地縁辺部	園地外周に存在する植栽等の要素	水平パノラマ景と比べて景観構成要素としての意味は弱い
園外	前景エリア	興味対象要素と園地との間の帯状の空間	興味対象要素への視線を確保するための帯状の「空」の空間
	興味対象要素	園内の眺めに関連付けられ、当該眺望景観を成立させる重要な要素	眺望景観を成立させる基本要素
	背景エリア	興味対象要素の背後に広がる興味対象要素の背景となるエリア	背景としての均質な「地」の空間



## (2) 眺望景観の課題（阻害要因）

当該眺望景観においては、ビスタ軸上に存在する興味対象要素への眺望の維持がもつとも重要である。ビスタ軸上に阻害要素が発生したり、構成要素が変化したりすることにより基本構造が保たれなくなった場合に、眺望景観が阻害される可能性が高くなる。

眺望阻害の可能性を整理すると以下ようになる。



### ①（園外）帯状の空間の両サイドに発生する阻害要素

興味対象要素への眺めには直接影響しないものの、興味対象要素との間の帯状の空間の両サイドに、園外のような開発・整備によって、小規模な阻害要素（建築物、屋外広告物等）が発生する可能性がある。当該眺望景観への阻害の影響は小さい。

### ②（園外）狭義の前景エリアに発生する阻害要素

狭義の前景エリアとは、ビスタ軸上の前景エリアの空間を指す。この興味対象要素との間の帯状の「空」の空間が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。園外のような開発・整備によって、借景要素への眺めを阻害する建築物・工作物等のノイズが発生する可能性が高い。

### ③（園外）興味対象要素自体の質の損失

眺望景観を成立させる基本要素としての質が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。興味対象要素が記念碑建物等の人工物の場合は外観の変化、独立峰等の自然景物の場合は開発などによる変化の可能性が高い。

### ④（園外）狭義の背景エリアに発生する阻害要素

背景としての「地」的な空間が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。興味対象要素の背後の様々な開発・整備によって阻害要素が発生する可能性が高い。



興味対象要素への眺望を阻害する建築物

(1) 眺望景観の基本構造

「園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景」は、高所から園外の広いエリアを見下ろす眺めであることが最も大きな特徴である。

眺望景観を構成する要素は、大きく園内と園外に分かれるが、園内要素の景観的意味合いは弱く、園外の要素が重要となる。園内の要素は、園内部と視点近傍に区分され、園外の要素は、前景エリア、興味対象エリア、背景エリアに区分される。

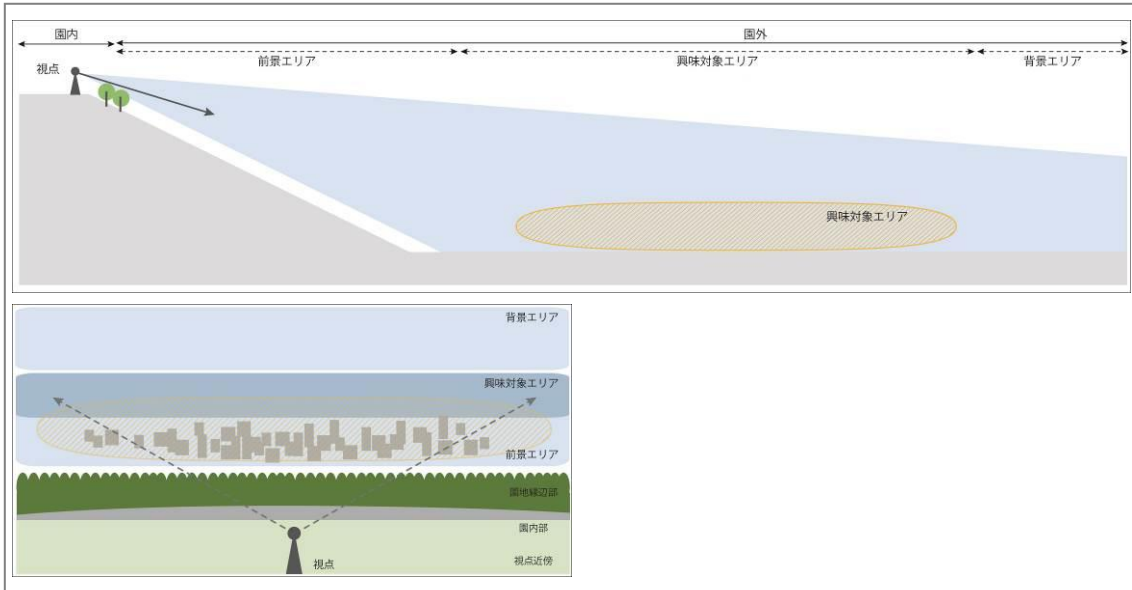


図 3-3 ■タイプB (園外)：俯瞰パノラマ景の構造概念図 (上：縦断方向、下：視線方向)

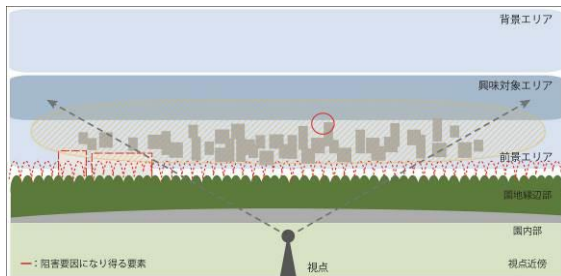
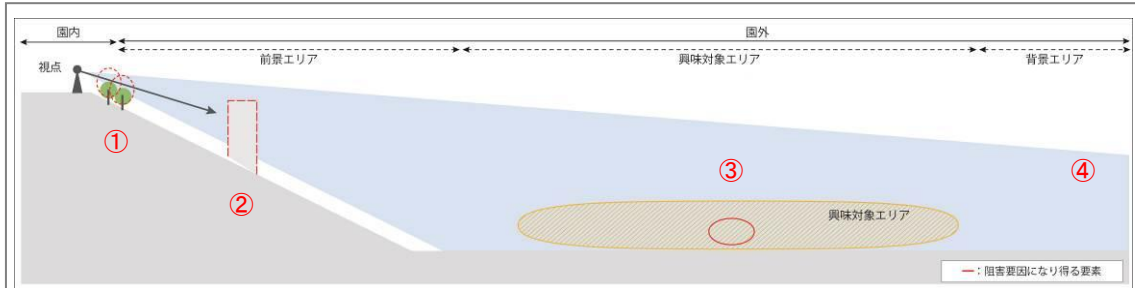
構成要素それぞれの基本的性格と景観的役割は、以下に示すとおりである。当該眺望景観では興味対象エリアが重要な存在であり、それを引き立たせるための空間のあり方が基本となる。

表 3-5 ■構成要素の基本的性格と景観的役割

構成要素		基本的性格	景観的役割
園内	視点近傍	園地端部に位置することが多く、人の居心地感覚に働きかける構成要素	居心地の良い視点場
	園内部	視点の背後に位置し、視点に至るアプローチ景観を形成する要素	景観構成要素としての意味は弱い
	園地周辺部	園地周辺の傾斜部等を形成する要素で、植生等の場合が多い	景観構成要素としての意味は弱い
園外	前景エリア	傾斜面であり、興味対象エリアと園地との間に広がるエリア	眺望景観を成り立たせる「空」の空間
	興味対象エリア	俯瞰される広範囲のエリアで同程度の規模の単位から構成される	当該眺望景観を成立させる重要な要素
	背景エリア	興味対象エリアの背後に広がるエリア	背景としての均質な「地」の空間

## (2) 眺望景観の課題（阻害要因）

当該眺望景観においては、園外に広がる興味対象エリアへの眺望の維持と興味対象エリア自体の質の維持がもっとも重要である。前景エリアや興味対象エリアにおける阻害要素の発生や構成要素の変化などにより基本構造が保たれなくなった場合に、眺望景観が阻害される可能性が高くなる。眺望阻害の可能性を整理すると以下ようになる。



### ①（園内）園地周辺部における阻害要素

傾斜部の植生等の維持管理が行き届かず、興味対象エリアへの眺めが遮られると眺望景観の価値が阻害される。園内においては、相応の維持管理が行われることが通常であり、一般的にノイズ発生の可能性は低い。

### ②（園外）前景エリアに発生する阻害要素

借景要素の前景エリアとしての「空」の空間が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。傾斜部であることが多いため、興味対象エリアへの眺めを遮るようなノイズが発生する可能性は低いが、視点に近いほど眺望への影響は大きい。



前景エリアに発生する阻害要素（CG）

### ③（園外）興味対象エリア自体の質の損失

眺望景観を成立させる基本要素としての質が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。同程度規模の単位から構成される面としてのテクスチャを乱す要素の介入がノイズとなりやすい。ノイズとなり得る要素としては、仰角、水平見込角等（規模）の大きい建築物・工作物やファサードや色彩等が統一されていない建築物、屋外広告物が挙げられる。

### ④（園外）背景エリアに発生する阻害要素

背景としての「地」的な空間が損なわれると眺望景観の価値が阻害される。かなり遠景のため、背景エリアの性格を改変するようなノイズ発生の可能性は低い。

(1) 眺望景観の基本構造

「園内を眺望対象とした水平パノラマ景」は、園外の要素を眺めることを意図せず、園内で完結する眺めとして計画されたものであることが大きな特徴である。

眺望景観を構成する要素は、大きく園内と園外に分かれるが、園外要素の景観的意味合いは弱く、園内の要素が重要となる。園内の要素は、視点近傍、園内部、園地縁辺部に区分され、園外の要素は、背景空間としての近景エリア、遠景エリアに区分される。

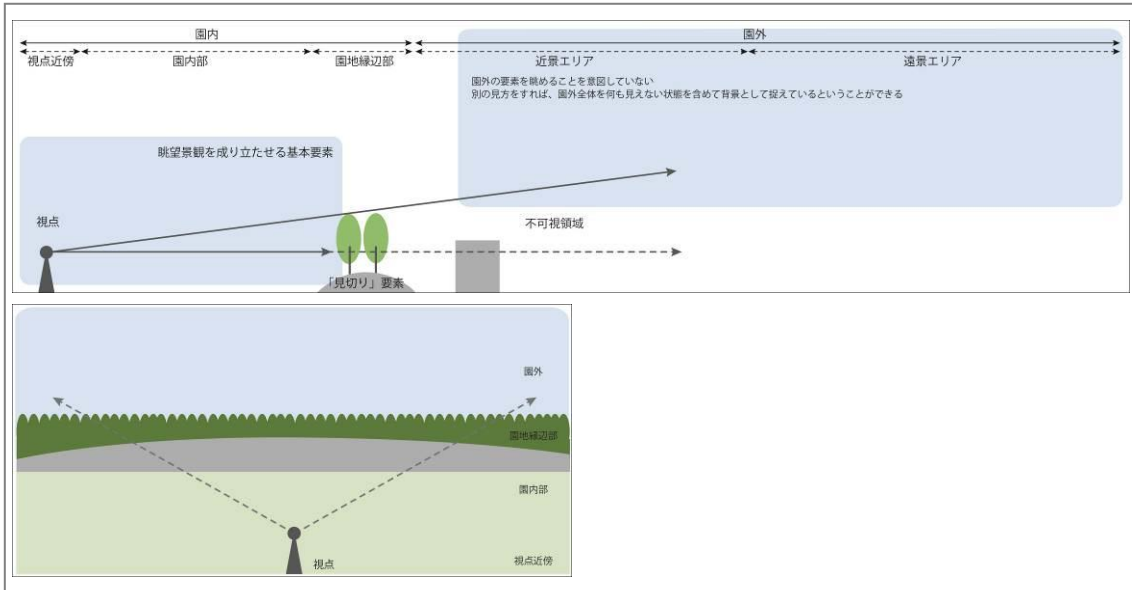


図 3-4 ■タイプC (園内)：水平パノラマ景の構造概念図 (上：縦断方向、下：視線方向)

構成要素それぞれの基本的性格と景観的役割は、以下に示すとおりである。園内の要素は眺望景観を成り立たせる基本要素として重要であるのに対し、園外の要素は景観的な役割が弱く、背景としての均質な「地」の空間であることが求められる。

園外について「空」としての空間が確保できる場合は、建築物等の規模の制限等による「地」の空間としてのコントロールが必要であり、「空」としての空間が確保できない場合は、建築物の意匠等による質の高い「地」の空間としてのコントロールが必要になる。

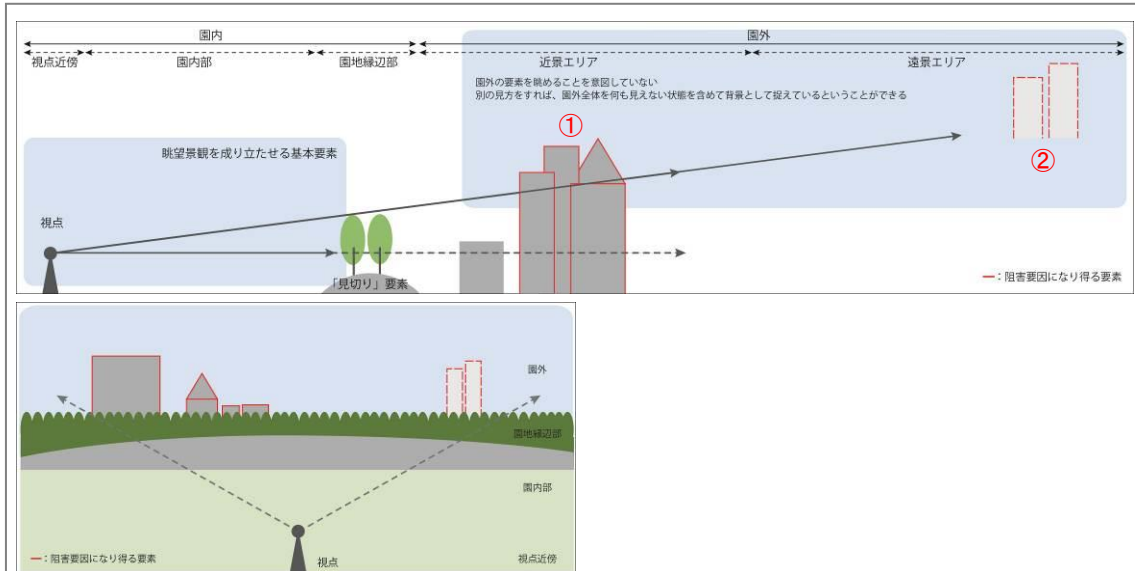
表 3-6 ■構成要素の基本的性格と景観的役割

構成要素		基本的性格	景観的役割
園内	視点近傍	眺める人の居心地感覚に働きかける構成要素	居心地の良い視点場
	園内部	園内で簡潔する一つのまとまりを有する構成要素	当該眺望景観を成立させる重要な要素
	園地縁辺部	園内で完結する景のまとまりの施設を高める構成要素	園外の要素の見えを抑えるための「見切り」の形成
園外	近景エリア	背景空間の中で園地に近いエリアで眺望景観に対する影響は大きい	背景としての均質な「地」の空間
	遠景エリア	背景空間の中で園地に遠いエリアで眺望景観に対する影響は小さい	背景としての均質な「地」の空間



## (2) 眺望景観の課題（阻害要因）

当該眺望景観においては、園内で完結する園内景と園外の背景としての均質な「地」の空間の維持がもっとも重要である。園外の背景としての均質な「地」の空間が乱されたり構成要素が変化したりすることにより基本構造が保たれなくなった場合に、眺望景観が阻害される可能性が高くなる。眺望阻害の可能性を整理すると以下ようになる。



### ① (園外) 近景エリアに発生する阻害要素

背景としての均質な「地」の空間であることが損なわれると眺望景観への影響が大きくなる。園外の様々な開発・整備によって、ノイズが発生する可能性が高く、特に近景エリアでは、それらのノイズが「図」として目立ちやすく眺望景観への影響度が大きい。

ノイズとなり得る要素としては、仰角、水平見込角等（規模）や意匠が統一されていない建築物、色彩が統一されていない屋外広告物などが挙げられる。



質の高い「地」の背景空間が形成されていない例（近景エリアに規模や意匠が不揃いな建築物が発生）



質の高い「地」の背景空間が形成されている例

### ② (園外) 遠景エリアに発生する阻害要素

背景としての均質な「地」の空間であることが損なわれると眺望景観への影響が大きくなる。園外の様々な開発・整備によって、建築物・工作物等のノイズが発生する可能性が高いが、遠景であるため見えの印象は弱く、眺望景観への影響度は小さい。

## 4. 公園緑地周辺景観コントロール手法

### 4-1 公園緑地周辺景観コントロールの前提

前述したような公園緑地における眺望景観の課題について、周辺景観コントロールを行うにあたって、前提となるコントロールの範囲、関係主体、法制度等を以下に整理する。

#### ■周辺景観コントロールの対象範囲

公園緑地の周辺景観コントロールにおいては、眺望景観の基本構造の部分で述べたとおり、大きく園内と園外、さらに園内、園外を構成する要素ごとに対応を考える。

各眺望タイプにおける周辺景観コントロールの前提となる対象範囲は、以下のようになる。

表 4-1 ■各眺望景観タイプのコントロールの対象範囲

眺望景観タイプ	コントロールの対象範囲、構成要素	
タイプ A-1 (園内+園外) : 水平パノラマ景		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内</li> <li>・前景エリア</li> <li>・借景要素</li> <li>・背景エリア</li> </ul>
タイプ A-2 (園内+園外) : 水平ピスタ景		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内</li> <li>・前景エリア</li> <li>・興味対象要素</li> <li>・背景エリア</li> </ul>
タイプ B (園外) : 俯瞰パノラマ景		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内</li> <li>・前景エリア</li> <li>・興味対象エリア</li> <li>・背景エリア</li> </ul>
タイプ C (園内) : 水平パノラマ景		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内</li> <li>・近景エリア</li> <li>・遠景エリア</li> </ul>

## ■周辺景観コントロールに関わる主体

周辺景観コントロールにおいて前提となる関係主体には、公園緑地の管理者、公園緑地の利用者、公園緑地が位置する自治体の都市計画部門担当、周辺居住者・事業者、周辺自治体などが挙げられる。各主体の役割は以下のようになる。

表 4-2 ■関係主体の役割

関係主体	役割
公園緑地の管理者	主に園内におけるコントロールに関わる。公園緑地の適切な維持管理の実施が求められる。
公園緑地の利用者	管理者のコントロールに際して、公園緑地における眺望景観の価値の理解が求められる。
自治体の都市計画部門担当者	主に園外におけるコントロールに関わる。公園緑地周辺における建築行為等の規制・誘導等を行う。
自治体の文化財部門担当者	主に園外におけるコントロールに関わる。興味対象が文化財等である場合に保護・保全を行う。
公園緑地周辺の居住者・事業者	主に園外におけるコントロールに関わる。公園緑地周辺における建築行為等の規制・誘導等への理解・協力が求められる。
近隣自治体	眺望対象範囲にかかる場合、公園緑地周辺における規制・誘導等への協力が求められる。

## ■周辺景観コントロールに関わる法制度等

周辺景観コントロールにおいて適用可能な主な景観、都市計画関連の法制度等としては、景観計画、景観条例、景観地区（旧美観地区）、風致地区、地区計画、景観保全に関する要綱が挙げられる。各法制度についてその制度概要と公園緑地周辺における適応性を、以降に整理して示す。

表 4-3 ■周辺景観コントロールに関わる法制度等（1/3）

制度等	概要
景観計画	<p><b>制度概要：</b>景観計画とは、良好な景観形成に向けて、景観法に基づいて景観行政団体が策定する法定計画である。</p> <p><b>公園緑地周辺における適応性：</b>景観計画を活用して公園緑地周辺の景観コントロールを行う場合、公園緑地周辺を景観形成を特に重点的に図る地区に指定し、そのエリア内に適用される建築物や工作物、屋外広告物の高さ、形態・意匠、色彩等の具体的な基準を定める場合が多い。</p> <p>具体事例としては、兼六園における「兼六園周辺地区」（金沢市景観計画）、偕楽園における「偕楽園周辺地区」（水戸市景観計画）、後楽園における「後楽園背景保全地区」（岡山市景観計画）などがあり、全国の多くの日本庭園周辺の眺望保全で活用されている。</p>

表 4-3 ■周辺景観コントロールに関わる法制度等 (2/3)

制度等	概要
景観条例	<p><b>制度概要：</b>景観条例とは、良好な景観の保全・形成を目的に地方自治体が定める条例であり、昭和 43 年（1968）に金沢市が制定した「伝統環境保存条例」が最初とされている。景観法が全面施行される平成 17 年（2005 年）までは、法令の委任に基づかない自主条例だったため強制力がなかったが、景観法が全面施行されて以降は、景観行政団体である地方自治体が景観計画を補完するかたちで景観条例を定めている場合が多い。</p> <p><b>公園緑地周辺における適応性：</b>景観条例で、公園緑地周辺を景観形成・保全を重点的に進めていくべき地区に指定し、地区内の建築物等のコントロールを行なう場合が一般的である。</p> <p>具体的には、「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観形成に関する条例」に基づき、「兼六園眺望台地区」を指定し、兼六園眺望台から卯辰山や市街地への眺望の保全を図っている。</p>
景観地区	<p><b>制度概要：</b>景観地区とは、景観法により規定される、都市計画法上の地域地区である。旧来の美観地区に代わる制度であり、景観地区に定められた地区では市町村が強制力を持って建築物の形態意匠や規模を規制することができ、従わない場合は工事停止、是正命令、及び罰則が与えられる。</p> <p><b>公園緑地周辺における適応性：</b>景観地区を活用して公園緑地周辺の景観コントロールを行う場合、公園緑地周辺を景観地区に指定して、そこからの眺望を阻害しないような建築物の形態意匠、規模等の基準を定めることになる。しかし、前述のように景観計画による規制よりも強制力が強いいため、一般的には既に良好な景観を形成されている地区において、これらを法的に担保するために景観地区を活用する機会が多く、地区設定にあたっては住民や事業者等との合意形成が非常に重要となる。</p>
風致地区	<p><b>制度概要：</b>風致地区とは、都市計画上の地域地区の一つであり、「都市の風致を維持するため定める地区」である。指定された地区においては、建築物や工作物の建設や樹木の伐採などに一定の制限が加えられる。</p> <p><b>公園緑地周辺における適応性：</b>風致地区は大正 8 年（1919）に制定された都市計画法において、都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度であり、景観保全の制度としての歴史は古いため数多くの日本庭園周辺において適用されている。</p> <p>具体的には、偕楽園（水戸市）、後楽園（岡山市）、栗林公園（高松市）ではそれぞれ周辺に風致地区に指定して、建築物の絶対高さ規制や、借景対象の山の樹木の伐採などを規制している。</p>

表 4-3 ■周辺景観コントロールに関わる法制度等 (3/3)

制度等	概要
景観保全に関する要綱	<p><b>制度概要：</b>「要綱」は法令による根拠のない地方自治体の内部事務の取扱いについて定めたものであり、法的な拘束力はない。</p> <p><b>公園緑地周辺における適応性：</b>このため景観保全等においては、各地区の自主的な景観のルールを明文化し、地区住民や事業者の善意に基づく景観形成を誘導していく場合に用いられるのが一般的である。</p> <p>公園緑地における具体的な適用事例としては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の景観誘導を目的に平成7年に定められた「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観要綱」がある。同要綱は、景観条例、景観計画策定以前に、公園周辺の景観誘導のための建築物、屋外広告物の配慮事項を定めている（平成26年の景観計画改訂、景観法に基づく届出等に係る事前協議制度に関する取扱要綱（平成27年1月施行）新設に伴い、統合・廃止。新要綱については事例編 p.77 を参照）。</p>
高度地区	<p><b>制度概要：</b>高度地区とは、都市計画法に規定されている「地域地区」の1つであり、「用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区」である。</p> <p><b>公園緑地周辺における適応性：</b>公園緑地周辺では、高層建築物の建設によって園内からの眺望が阻害されることを抑えるために、周辺を高度地区に指定して、建築物の高さの最高限度を定める場合がみられる。</p> <p>具体的には、東京都北区では旧古河庭園からの眺望保全を目的に庭園周辺の本郷通り沿道に35m高度地区を定め、建築物の絶対高さを35m以下に制限している。その他、六義園周辺（文京区）では35m高度地区、偕楽園周辺（水戸市）では20m高度地区、兼六園周辺（金沢市）では12m・15m・20m・31m・45mの各高度地区が指定されている。</p>
地区計画	<p><b>制度概要：</b>地区計画とは、都市計画法に定められている建築物等の規制・誘導に関する総合的な制度であり、住民の合意に基づいて、各地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導していくために定められる計画である。地区計画では、建築物の用途や形態・意匠の制限、容積率の最高限度・最低限度、建ぺい率制限、敷地面積の最低限度、建物高さの最高限度・最低限度、壁面の位置、外壁後退を定めることが可能であり、地区の実情に応じてきめ細かいまちづくりに対応が可能な制度である。</p> <p><b>公園緑地周辺における適応性：</b>偕楽園周辺（水戸市）の「常盤本山地区」では地区計画を指定し、建築物の高さの最高限度を15m以下に制限している。</p>



## 周辺景観コントロール手法に関わる指標・閾値の根拠について

次頁以降に示す「公園緑地におけるコントロール手法」をまとめるにあたって、公園緑地における眺望の阻害要素となる園外の建築物や屋外広告物等の特徴（大きさ、色彩等）を明らかにすることを目的として視覚心理実験を行った。

「公園緑地におけるコントロール手法」では、眺望を阻害する可能性のある園外の要素の目安として、実験で得られた結果を用いている。

◆実施日：平成27年12月17日

◆被験者：専門家でない一般的被験者32名を対象とした。

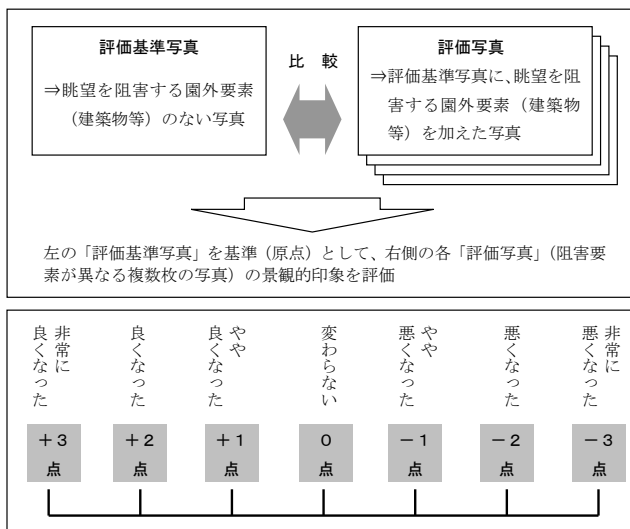
男性16名（20代：4名、30代：4名、40代：4名、50代：4名）

女性16名（20代：4名、30代：4名、40代：4名、50代：4名）

◆実験方法：

実験はプロジェクターにて実験試料（フォトモンタージュ）を映写し、その景観的印象等について、被験者から回答を得る方法で行った。

実験試料の提示は、項目に応じて、眺望を阻害する園外要素のない写真（評価基準写真）と眺望を阻害する園外要素を加えた写真（評価写真）を同時に提示する相対評価方式と眺望を阻害する園外要素を加えた写真（評価写真）を提示する絶対評価方式の2種とした。



実験資料の提示方法と評価尺度



実験実施の様子

◆実験項目：

実験項目は、建築物や屋外広告物の特徴（高さ、大きさ、色彩等）に関する項目8項目とし、それぞれについて、2つの公園緑地を対象とし、阻害要素を段階的に変化させたフォトモンタージュを作成した。

実験項目	試料数	実験方法
①眺望の阻害要素となる建築物等の仰角	2公園×9段階	相対評価
②圧迫感を生じる建築物の水平見込角	2公園×6段階	絶対評価
③眺望を阻害する建築物等の画面占有率	2公園×7段階	相対評価
④眺望を阻害する建築物等の配置	2公園×3段階	相対評価
⑤高仰角の建築物が連担する場合の印象	2公園×1段階	相対評価
⑥前景エリアの眺望の阻害要素	2公園×4段階	相対評価
⑦前景エリアの眺望の隠蔽要素	5段階+4段階	相対評価
⑧興味対象エリアの眺望の阻害要素	2公園×3段階	相対評価

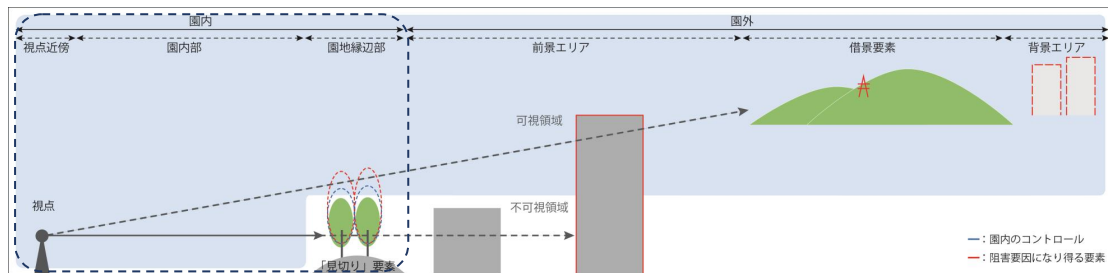
## 4-2 各眺望景観タイプにおける周辺景観コントロール手法

ここでは、各眺望景観タイプにおける周辺景観コントロール手法を解説する。それぞれ、園内エリア、園外エリアについて「眺望保全・再生に係る対応（技術的要件）」とそれに関わる主体、制度等の具体手法を示す。

### タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景

【コントロール手法】

#### (1) 園内におけるコントロール手法



園内については、相応の維持管理が行われることが通常であり、一般的にノイズ発生の可能性は低いですが、眺望景観の保全・再生では以下の対応が重要である。

#### 園内における眺望保全・再生に係る対応（技術的要件）

- 「見切り」要素である園地縁辺部の植生の適切な維持管理
- 眺望景観の質の維持
- 眺望景観の価値の社会化

#### ● 「見切り」要素である園地縁辺部の植生の適切な維持管理

公園  
管理者

行政

住民等

園地縁辺部の植生の適切な維持管理は、借景要素への眺めの確保や前景エリアに発生する小規模な阻害要素の隠蔽の両面から重要な対応である。

特に、前景エリアの小規模な阻害要素は、園地縁辺部の植生の操作で隠蔽することが可能であり、植生の適切な維持管理は効果的なコントロール手法である。

主な対応主体は公園管理者であり、具体的な手法として、園地縁辺部の植生を考慮した眺望シミュレーションシステムの活用などが有効である。



阻害要素を植生で隠蔽している例

東京都の文化財庭園等景観形成特別地区や金沢市の眺望景観保全区域では、建築物等の計画に際して主要眺望点からの景観シミュレーションが義務付けられている<sup>3),4)</sup>。

また、岡山市では、独自開発の景観シミュレーションシステムによって、建築計画等の届出物件のチェックを行っている<sup>5)</sup>。

## ●園内景の質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

当該タイプの眺望景観は、園内景と借景要素となる園外の要素との組み合わせで成り立っており、眺望景観の質の維持の観点から、当初の設計意図を踏まえた公園管理が重要な対応となる。

主な対応主体は公園管理者であり、管理にあたっては、管理計画書等を作成し、計画書の内容に沿った維持管理を行うことが有効である。

東京都では、「東京都における文化財庭園の保存管理計画書」（平成 16 年 6 月）、や公園別マネジメントプラン（例えば、「浜離宮恩賜庭園マネジメントプラン」（平成 18 年 12 月）など）を作成し、それに沿った公園の管理運営を行っている<sup>6)</sup>。

## ●眺望景観の社会化

公園  
管理者

行政

住民等

具体の保全手法、コントロール手法を実効性のあるものとして展開するうえでは、保全・再生すべき眺望景観の価値を、地域で共有することが出来るか否かが、重要なポイントとなる。

具体的な手法としては、サインやパンフレットなどによる現地での啓発やシンポジウムや勉強会の開催など、眺望景観の価値に対する啓発にも注力する方法がある。これらの啓発には、地域住民だけでなく、事業者もまきこんだ取り組みが有効である。

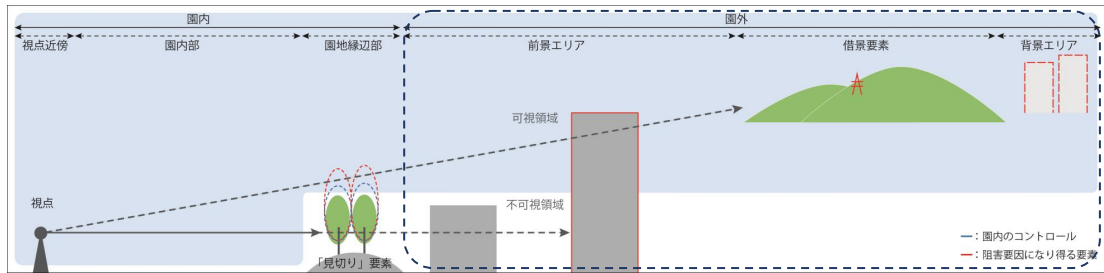
広島市では、景観計画の策定に合わせて、学識経験者による基調講演を盛り込んだ景観シンポジウムを 6 回にわたって開催し、市民意識の醸成に取り組んでいる<sup>7)</sup>。

東京都中央区では、地域住民、企業等で組織される「晴海デザイン協議会」が設置されており、市街地開発等の際には協議会との協議が必要になっている。



広島市景観シンポジウムの様子  
(出典：広島市<sup>7)</sup>)

## (2) 園外におけるコントロール手法



園外については、前景エリア、借景要素、背景エリアに区分して眺望景観の保全・再生を行うことが有効であり、それぞれ以下の対応が重要である。

### 園外における眺望保全・再生に係る対応（技術的要件）

- 段階的な影響範囲の設定による眺望景観の保全
- 《前景エリア》借景要素への見えの確保と眺望景観の質の維持
- 《借景要素》借景要素自体の質の維持
- 《背景エリア》背景としての質の維持

### ● 段階的な影響範囲の設定による眺望景観の保全

公園  
管理者

行政

住民等

当該眺望景観においては、借景要素への眺望確保が最も重要である。そのため、借景要素付近の要素は阻害要因になりやすく、借景要素との離隔などにより、段階的に影響範囲を設定して眺望保全を行うことが有効である。

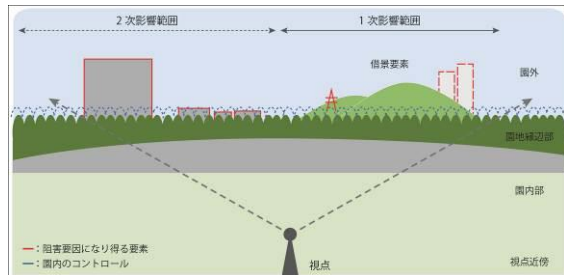
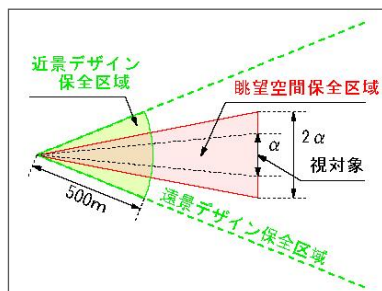


図 4-1 段階的な影響範囲の設定

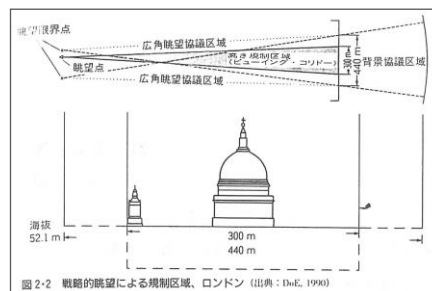
ただし、影響範囲の閾値は、借景要素の性格（大きさ・広がり・集点性）により異なり、ケースごとの対応が必要である。事例では、視点から視対象への水平見込角度の 1.5~2 倍の範囲を保全区域に設定している例も見られる。

京都市の京都市眺望景観創生条例に基づく園通寺庭園からの眺望景観の保全対策では、保全区域を 3 段階に設定しており、視点から視対象への水平見込角度の 2 倍の範囲を「眺望空間保全区域」として設定している<sup>8)</sup>。

イギリス・ロンドンの戦略的眺望 (Strategic View) に基づくプリズムローズ・ヒルからセント・ポール大聖堂方向の眺望景観の保全対策では、視対象の幅 (300m) を高さ規制区域 (ビューイング・コリドー)、その約 1.5 倍の範囲を広角眺望協議区域に設定している<sup>9)</sup>。



円通寺庭園の眺望保全区域の考え方  
(出典：京都市<sup>8)</sup>)



戦略的眺望による規制区域  
(出典：西村幸夫ほか「都市の風景計画」<sup>9)</sup>)

前述した影響範囲について、借景要素周辺の範囲を 1 次影響範囲、それよりも外側の範囲を 2 次影響範囲とした場合、1 次影響範囲では、借景要素への見えの確保という空間的な対応、2 次影響範囲では、眺望景観の質の維持という質的な対応が必要となる。

### ■ 1 次影響範囲内の対応

この範囲に存在する要素はどのような要素も借景要素への見えを阻害する要因となるため、公園緑地が位置する自治体の担当部局（都市計画部門等）による地区指定（風致地区、景観地区、高度地区等）などの法的規制力の強い対応が有効である。

### ■ 2 次影響範囲内の対応

2 次影響範囲における具体的な手法については、眺望景観の質の維持に関する以下の対応が有効な方策である。

#### ① 建物高さの制限

建物高さについて、仰角の大きい建築物は眺望を阻害しやすい。前述した視覚心理実験の結果によると、単体の建築物では、仰角が 20 度を超えると被験者の評価平均値が悪くなり、仰角が 20～24 度以上の建築物は眺望を阻害しやすい傾向があるという結果となっている（評価尺度は前述の記載を参照）。



眺望の阻害要素となる建築物等の仰角に関する実験結果（抜粋）

#### ② 建物規模の制限

建物規模について、水平見込角が大きく長大な壁面をもつ建築物は眺望を阻害しやすい。前述した視覚心理実験の結果によると、仰角が 10 度程度の高さの建築物の場合、水平見込角が 8～12 度以上になると圧迫感を生じやすくなるという結果となっている。



圧迫感を生じる建築物の水平見込角に関する実験結果（抜粋）



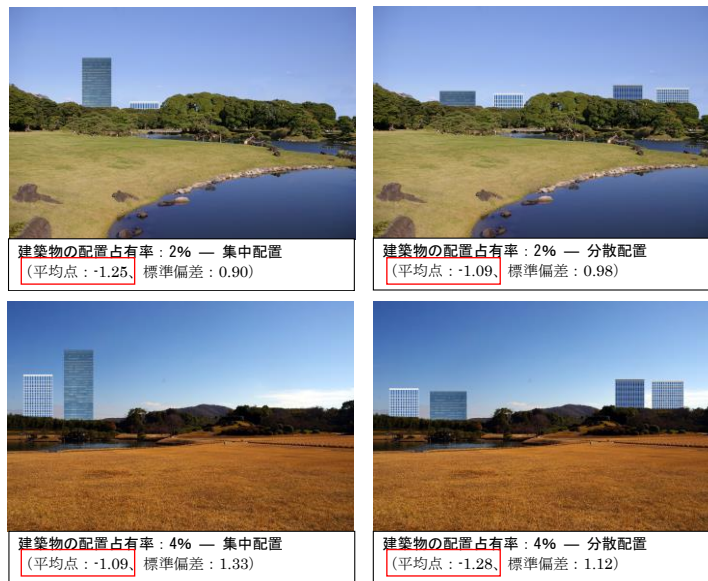
### ③建物配置の制限

建築物の配置については、建築物が集中して配置しているか、分散して配置しているかに関わらず、複数の建築物が視認される場合は、眺望を阻害しやすい。

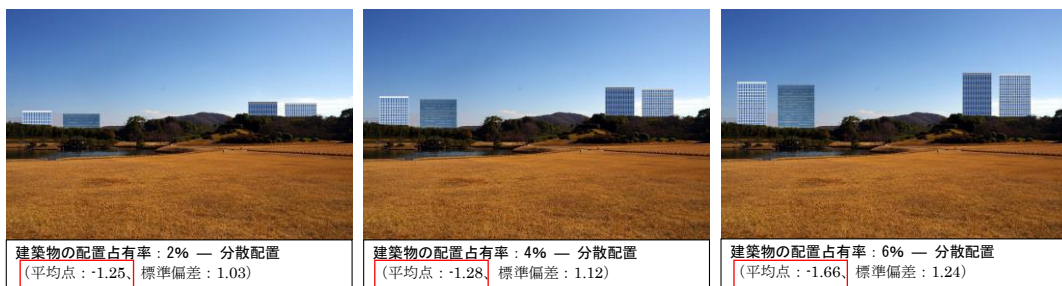
特に、建築物の画面占有率が大きくなると、より眺望を阻害する影響が大きくなる傾向がある。

前述した視覚心理実験の結果によると、建物の配置状況（集中配置／分散配置）に関わらず、複数の建築物が視認される場合は一定に評価が悪くなっている。

また、建築物の画面占有率については、複数の建築物が存在していれば、建築物の画面占有率が低い場合も評価は悪くなっているが、建築物の画面占有率が大きくなると、より悪い評価結果となっている。



眺望の阻害要素となる建築物等の配置に関する実験結果（抜粋）



眺望の阻害要素となる建築物等の画面占有率に関する実験結果（抜粋）

#### ④建物意匠のコントロール

視認される建築物の表情（ファサード、色彩等）に統一感がない場合、眺望が阻害されやすい。建築物のファサード、色彩等をコントロールすることで眺望への影響が緩和される。



意匠が統一されていない建築物群（左）、統一されている建築物群（右）

#### ⑤屋外広告物のコントロール

公園緑地に向けてメッセージを発している屋外広告物は眺望を阻害しやすい。屋外広告物の大きさ、色、言語等の要素をコントロールすることにより、眺望への影響が緩和される。



コントロールされた屋外広告物

#### ⑥園地外周部におけるバッファの確保

園地外周部は、最も視点に近く、開発・整備等によって建築物等が発生した場合には眺望に大きな影響を与える可能性がある。そのため、園地外周部については、バッファとしての空間を確保するための法的規制力の強い対応が有効である。

以上の前景エリアにおける対応については、公園緑地が位置する自治体の担当部局（都市計画部門）が制度等による規制・誘導を行うことになるが、対応を実効性のあるものとするためには、前景エリア内の居住者や事業者など地域のコンセンサスが重要となる。

地域のコンセンサスの取り方について、特に、周辺が商業地域などの住民や事業者にとって資産価値が高い土地利用である場合は、法的な強制力を持たない要綱等の制度からはじめ、徐々に合意形成を図って規制力を強めていく手法が有効である。

広島市平和記念公園周辺では、「広島市景観計画」及び「広島市景観条例」と「景観法に基づく届出などに係る事前協議制度に関する取扱要綱」の2つの制度により、建築物等の規制・誘導を行っている。周辺が商業地であるため、高さ基準については法的な強制力を持たない要綱にのみ記載されており、今後、全市民的な議論を深めるなどの丁寧なプロセスを経ながら、合意形成を図っていくことを課題としている。

● 《借景要素》借景要素自体の質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

借景要素自体の景観が損なわれると、当該眺望景観にとって致命的なダメージとなりやすいため、借景要素については、借景要素自体、周辺エリアに対する開発規制などの対応が求められる。

具体的な手法としては、行政による地区指定（風致地区、景観地区、高度地区等）などの法的規制力の強い対応が有効である。また、借景要素が隣接自治体等に存在する場合は、自治体間の広域的な連携、対応が効果的である。

岡山市では、後楽園周辺と借景要素である操山周辺を風致地区に指定し、建築物等の計画の規制・誘導を行っている。

● 《背景エリア》背景としての質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

背景エリアについては、視点からはかなり離れた位置となり、背景エリアの「地」的な性格を改変するようなノイズの発生の可能性は低いですが、前景エリアと同様に、1次影響範囲、2次影響範囲とも地区指定などにに基づき、背景エリアに対する開発規制を行うことが有効である。

また、借景要素と同様に、背景エリアが自治体をまたぐ可能性が高いため、隣接自治体等と連携した広域景観条例等の対応が効果的である。

石川県の石川県景観計画では、「複数の市町にまたがる広域幹線道路や海岸線など広域的・連続的な景観の形成を図るべき地域」を景観形成重要地域として指定している<sup>10)</sup>。

(3) 眺望景観の保全・再生の範囲

以上を踏まえ、眺望景観の保全・再生範囲と各範囲における対応を整理すると以下のようなになる。また、コントロール手法の体系図を次頁に示す。

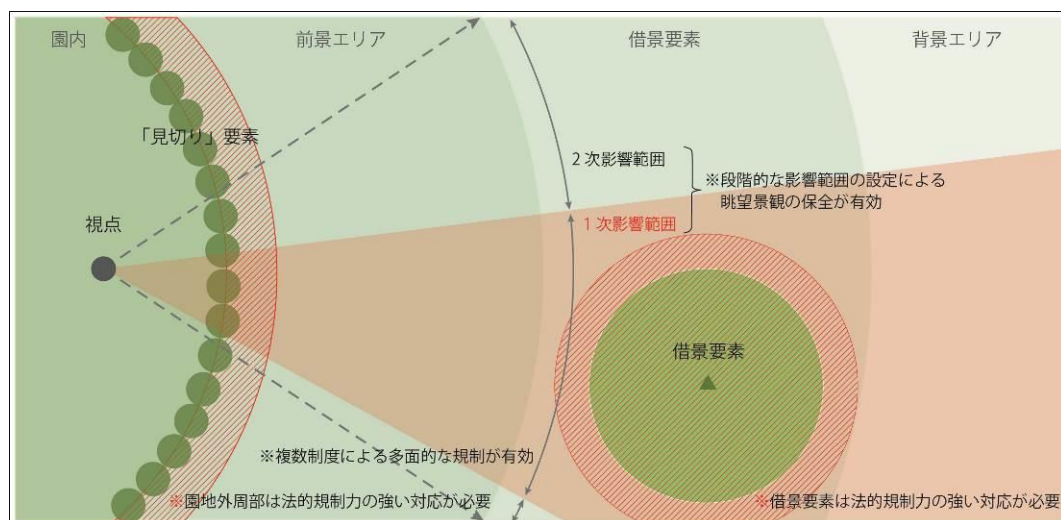
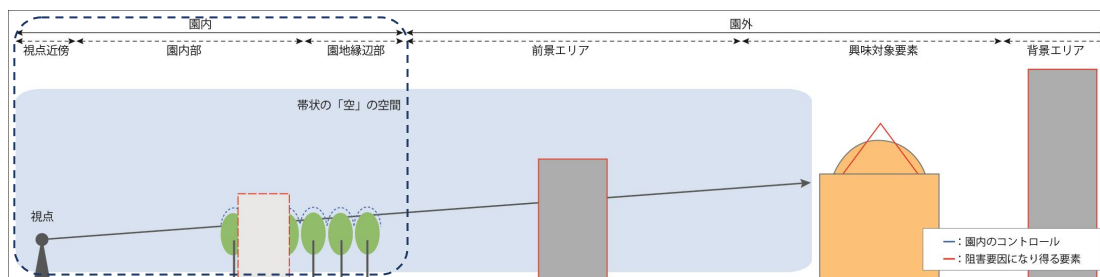




表 4-4 公園緑地周辺景観コントロール手法 タイプ A-1 (園内+園外) : 水平パノラマ景

園内			園外		
視点近傍	園内部	園地縁辺部	前景エリア	借景要素	背景エリア
<p>■構成要素の景観的役割</p> <p>居心地の良い視点場      園内景としてのまとまり      園外前景エリアの要素の見えを抑えるための「見切り」の形成      眺望景観を成り立たせる引きを確保するための「空」の空間      眺望景観を成り立たせる基本要素      背景としての均質な「地」の空間</p>					
<p>■眺望保全・再生における配慮事項・留意点 (眺望阻害の可能性とその影響)</p> <p>●視点近傍を含む園内については、相応の維持管理が行われることが通常であり、一般的にノイズの発生の可能性は低い ●「見切り」要素である園地縁辺部の植生の適切な維持管理 (上図参照) は、借景要素への見えの確保、園外のノイズへの対応の両面から重要</p> <p>●「空」の空間であることが、当該タイプの眺望景観の構造のポイント これが損なわれると、眺望景観の価値が著しく阻害される ●園外の様々な開発・整備によりノイズが発生する可能性が高い</p> <p>●当該タイプの眺望景観を構成する重要な要素。これが損なわれると、眺望景観の価値が著しく阻害される ●ノイズの発生可能性はあるが、一般に遠景に位置するため、ノイズの景観的影響は相対的に小さい</p> <p>●背景としての「地」的な空間であることが当該タイプの眺望景観の基本的な構造。これが損なわれると、眺望景観の価値が阻害される ●かなり遠景にあり、背景エリアの「地」的な性格を改変するようなノイズの発生可能性は低い</p>					
<p>■眺望保全・再生に係る技術的要件 (基本的な考え方)</p> <p>●「見切り」要素である園地縁辺部の植生の適切な維持管理 ⇒借景要素への眺めを維持・保全するための植生の適切な維持管理が重要 ⇒前景エリアに発生する小規模な阻害要素を隠蔽するための植生の適切な維持管理が重要 ※園地縁辺部の植生を考慮した眺望シミュレーションシステムの活用が有効</p> <p>●園内景の質の維持 ⇒当初の設計意図を踏まえた公園管理が必要 ※管理計画書の作成、計画書に沿った維持管理が有効</p> <p>●眺望景観の価値の社会化 ・当該眺望景観に関する啓発 ⇒銘板やパンフレットなど現地での啓発が有効 ⇒シンポジウムや勉強会の開催など住民や事業者等の意識の醸成が有効</p> <p>●段階的な影響範囲の設定による眺望景観の保全 ⇒借景要素付近の要素は阻害要因になりやすく、借景要素との離隔などにより、段階的に影響範囲を設定して眺望保全を行うことが有効 (当該タイプは2段階の影響範囲を想定) ※影響範囲の閾値は、借景要素の性格 (大きさ・広がり・集点性) によって異なり、ケースごとの対応が必要であるが、視点から視対象への水平見込角度の1.5倍~2倍の範囲を保全地区に設定している事例もある</p> <p>【1次影響範囲】 (重要度大) ●借景要素への見えの確保 ⇒この範囲に存在する要素は、どのような要素も阻害要因となるため建築規制、開発制限が必要</p> <p>【2次影響範囲】 ●眺望景観の質の維持 ・建物高さの制限 ⇒単体の建築物であっても仰角の大きい (仰角20~24度以上) 場合は、眺望を阻害しやすい傾向がある ・建物規模の制限 ⇒仰角が10度程度の場合、長大な壁面をもつ建築物 (水平見込角8~12度) は圧迫感を生じやすい ・建物配置の制限 ⇒建築物の配置 (集中/分散) に関わらず、複数の建築物が見える場合は、眺望を阻害する傾向がある 特に、建築物の画面占有率が大きくなると、より眺望を阻害する影響が大きくなる傾向がある ・建物意匠のコントロール ⇒視認されている建築物の表情に統一感がない場合、眺望を阻害しやすい ・屋外広告物のコントロール ⇒公園緑地に向けてメッセージを発している建築物や屋外広告物は眺望を阻害しやすい ⇒メッセージ性は屋外広告物等の大きさ、色、言語などの要素による影響が大きい ・園地外周部におけるバッファの確保</p> <p>●借景要素自体の質の維持 ⇒借景要素自体の開発制限が重要である ※ノイズの発生可能性は低く、景観的影響も小規模ではあるが、眺望景観にとって致命的となりやすいため対応が必要</p> <p>【1次影響範囲】 ●背景としての質の維持 ⇒この範囲に存在する要素は、どのような要素も阻害要因となるため、開発制限が必要</p> <p>【2次影響範囲】 ●背景としての質の維持 ⇒1次影響範囲に比べ阻害要因となる可能性は低い、開発制限が有効 ※背景エリア全体で、ノイズの発生可能性は低い、行政区画をまたぐ場合も多いため、対応を行うことが望まれる</p>					
<p>■既存制度などの活用・連携方策 (眺望保全・再生に係る関係者と法制度等)</p> <p>●公園緑地の管理者 ⇒公園緑地の適切な管理が必要</p> <p>●公園利用者 ⇒眺望景観の価値に対する理解と共有が必要</p> <p>●地方自治体担当者 (都市計画部門) ⇒特に、園地外周部においては、法的規制力の強い対応が必要 ※地区指定 (風致地区、景観地区、高度地区など) が有効 ⇒複数制度 (景観計画、都市計画など) による多面的な規制が有効 ※要綱など規制力の弱い対応から、合意形成を得ながら、規制力を強めていくことが有効</p> <p>●前景エリア内の居住者、事業者 ⇒景観コントロールに対するコンセンサスが必要</p> <p>●地方自治体担当者 (都市計画部門) ⇒法的規制力の強い対応 (地区指定 (風致地区、景観地区、高度地区など)) が有効 ※場合によっては、公園緑地が位置する自治体とは異なる自治体となる場合がある</p> <p>●地方自治体担当者 (都市計画部門) ⇒地区指定 (風致地区、景観地区、高度地区など) が有効 ⇒自治体連携協調などによる広域的景観形成の実施が有効</p>					

(1) 園内におけるコントロール手法



園内については、相応の維持管理が行われることが通常であり、一般的にノイズ発生の可能性は低いですが、眺望景観の保全・再生では以下の対応が重要である。

園内における眺望保全・再生に係る対応（技術的要件）

- 興味対象要素への視線の確保・強調
- 眺望景観の質の維持
- 眺望景観の価値の社会化

●興味対象要素への視線の確保・強調

公園  
管理者

行政

住民等

当該タイプの眺望景観は、興味対象要素となる園外の要素への視線方向を意識した眺めが大きな特徴であり、「興味対象要素への視線の確保・強調」は最も基本的な事項である。

主な対応主体は公園管理者であり、具体的には、公園管理者による興味対象要素への眺めを維持・保全するための園内施設の適切な維持管理、前景エリア両サイドに発生する小規模な障害要素を隠蔽するための植生（列状植栽）の維持管理が重要となる。植生を考慮した眺望シミュレーションシステムの活用なども有効である。



障害要素を植生で隠蔽している例

東京都の文化財庭園等景観形成特別地区や金沢市の眺望景観保全区域では、建築物等の計画に際して主要眺望点からの景観シミュレーションが義務付けられている<sup>3),4)</sup>。

また、岡山市では、独自開発の景観シミュレーションシステムによって、建築計画等の届出物件のチェックを行っている<sup>5)</sup>。



## ●園内景の質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

当該タイプの眺望景観は、園内景と借景要素となる園外の要素との組み合わせで成り立っており、眺望景観の質の維持の観点から、当初の設計意図を踏まえた公園管理が重要な対応となる。

主な対応主体は公園管理者であり、管理にあたっては、管理計画書等を作成し、計画書の内容に沿った管理を行うことが有効である。

東京都では、「東京都における文化財庭園の保存管理計画書」（平成16年6月）、や公園別マネジメントプラン（例えば、「浜離宮恩賜庭園マネジメントプラン」（平成18年12月）など）を作成し、それに沿った公園の管理運営を行っている<sup>6)</sup>。

## ●眺望景観の社会化

公園  
管理者

行政

住民等

具体の保全手法、コントロール手法を実効性のあるものとして展開するうえでは、保全・再生すべき眺望景観の価値を、地域で共有することが出来るか否かが、重要なポイントとなる。

具体的な手法としては、サインやパンフレットなどによる現地での啓発やシンポジウムや勉強会の開催など、眺望景観の価値に対する啓発にも注力する方法がある。これらの啓発には、地域住民だけでなく、事業者もまきこんだ取り組みが有効である。

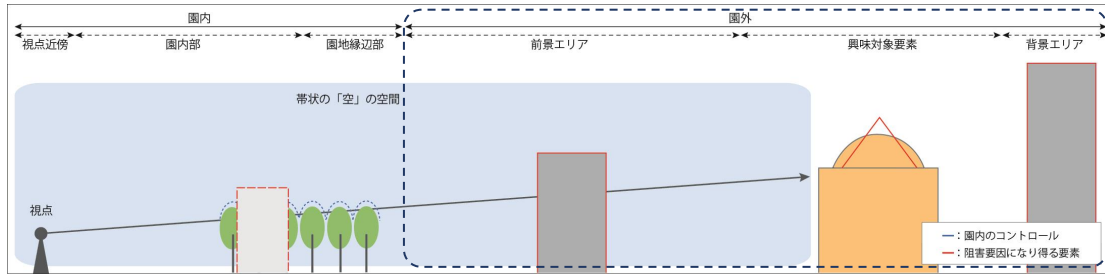
広島市では、景観計画の策定に合わせて、学識経験者による基調講演を盛り込んだ景観シンポジウムを6回にわたって開催し、市民意識の醸成に取り組んでいる<sup>7)</sup>。

東京都中央区では、地域住民、企業等で組織される「晴海デザイン協議会」が設置されており、市街地開発等の際には協議会との協議が必要になっている。



広島市景観シンポジウムの様子  
(出典：広島市<sup>7)</sup>)

## (2) 園外におけるコントロール手法



園外については、前景エリア、興味対象要素、背景エリアに区分して眺望景観の保全・再生を行うことが有効であり、それぞれ以下の対応が重要である。

### 園外における眺望保全・再生に係る対応（技術的要件）

- 段階的な影響範囲の設定による眺望景観の保全
- 《前景エリア、背景エリア》影響範囲（ビスタ軸内）における眺望景観の保全
- 《興味対象要素》興味対象要素自体の質の維持

### ● 段階的な影響範囲の設定による眺望景観の保全

公園  
管理者

行政

住民等

当該眺望景観においては、主要興味対象への眺望確保が最も重要である。ビスタ軸内に存在する要素は阻害要因になりやすく、主要興味対象との離隔などにより、影響範囲を設定して眺望保全を行うことが有効である。

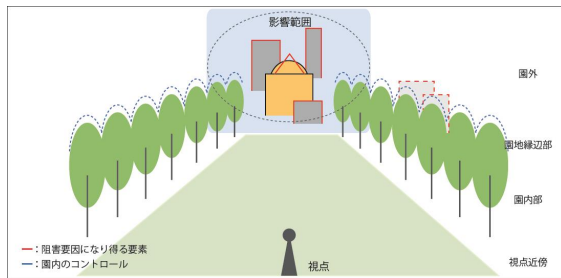
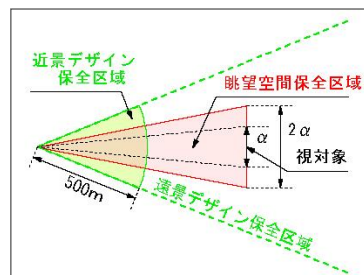


図 4-2 段階的な影響範囲の設定

影響範囲の閾値は、先の水平パノラマ景同様、興味対象要素の性格（大きさ・広がり・集点性）によって異なり、ケースごとの対応が必要であるが、ビスタ景においては、植生など園内施設により操作されたビスタ軸延長線上の空間を保全することが重要である。事例では、視点から視対象への水平見込角度の 1.5～2 倍の範囲を保全区域に設定している例も見られる。

京都市の京都市眺望景観創生条例に基づく園通寺庭園からの眺望景観の保全対策では、保全区域を 3 段階に設定しており、視点から視対象への水平見込角度の 2 倍の範囲を「眺望空間保全区域」として設定している<sup>8)</sup>。

イギリス・ロンドンの戦略的眺望（Strategic View）に基づくプリズムローズ・ヒルからセント・ポール大聖堂方向の眺望景観の保全対策では、視対象の幅（300m）を高さ規制区域（ビューイング・コリドー）、その約 1.5 倍の範囲を広角眺望協議区域に設定している<sup>9)</sup>。



円通寺庭園の眺望保全区域の考え方  
（出典：京都市<sup>8)</sup>）

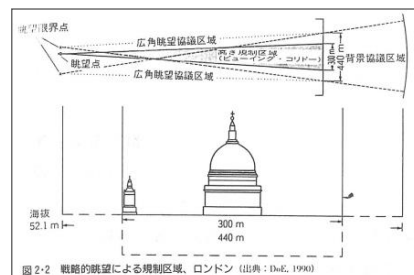


図 2-2 戦略的眺望による規制区域、ロンドン（出典：D&C, 1990）

戦略的眺望による規制区域  
（出典：西村幸夫ほか「都市の風景計画」<sup>9)</sup>）

● 《前景エリア、背景エリア》影響範囲（ビスタ軸内）における眺望景観の保全

公園  
管理者

行政

住民等

影響範囲（ビスタ軸）内に存在する要素は、どのような要素も阻害要因となる。そのため、自治体の担当部局（都市計画部門等）による影響範囲（ビスタ軸）内の公園化などの土地利用誘導の対応や地区指定（風致地区、景観地区、高度地区等）などの法的規制力の強い対応が有効である。

一方、影響範囲（ビスタ軸）外については、主要興味対象との離隔が大きい要素ほど、強い阻害要因とはならないため、強度の規制は必要とされない。



影響範囲内に建築物が存在する例

影響範囲（ビスタ軸）内における対応を実効性のあるものとするためには、前景エリア内の居住者や事業者など地域のコンセンサスが重要となる。特に、周辺が商業地域などの住民や事業者にとって資産価値が高い土地利用である場合は、法的な強制力を持たない要綱等の制度からはじめ、徐々に合意形成を図って規制力を強めていく手法が有効である。

● 《興味対象要素》興味対象要素自体の質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

興味対象要素自体の質の維持については、興味対象要素が記念碑的な建築物の場合と山並みなどの自然景物の場合によってその対応の考え方が大きく異なる。

都市内における記念碑的な建築物の場合は、特に対応が求められ、自治体担当者（文化財部門等）による景観重要資源や文化財などの資源指定による外観保存が有効である。興味対象要素が自然景物の場合は、自治体担当部局による地区指定（風致地区、景観地区、高度地区等）などの法的規制力の強い対応が有効である。

また、興味対象要素が隣接自治体等に存在する場合は、自治体間の広域的な連携、対応が効果的である。

広島市では、原爆ドームが世界遺産登録されたことにより（平成 7 年世界遺産委員会推薦、平成 8 年登録）、合わせて「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」（平成 7 年）が制定され（平成 27 年に新要綱施行により廃止）、地域住民や事業者等の意識も醸成されつつある。

### (3) 眺望景観の保全・再生の範囲

以上を踏まえ、眺望景観の保全・再生範囲と各範囲における対応を整理すると以下のようになる。また、コントロール手法の体系図を次頁に示す。

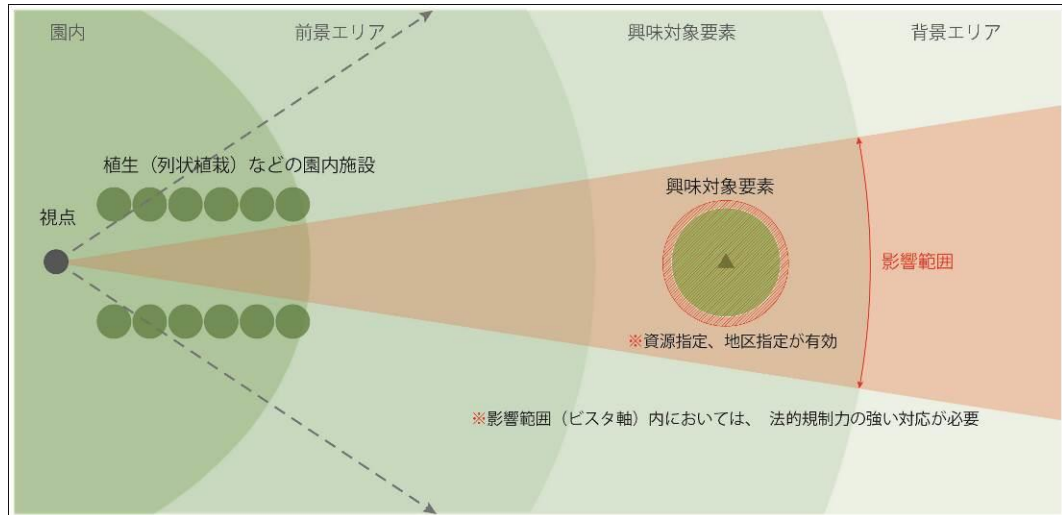
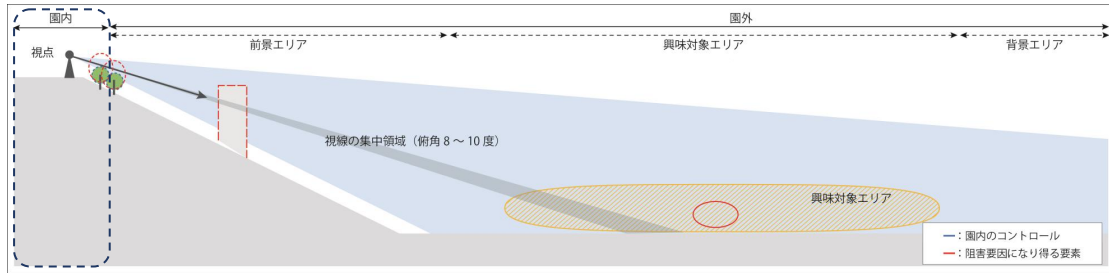


表 4-5 公園緑地周辺景観コントロール手法 タイプ A-2 (園内+園外) : 水平ビスタ景

園内		園外		
視点近傍	園内部	前景エリア	興味対象要素	背景エリア
<p>■構成要素の景観的役割</p> <p>居心地の良い視点場      興味対象への視線を確保あるいは印象づけるための帯状の「空」の空間      興味対象への視線を確保あるいは印象づけるための帯状の「空」の空間      眺望景観を成り立たせる基本要素      背景としての均質な「地」の空間</p>				
<p>■眺望保全・再生における配慮事項・留意点 (眺望阻害の可能性とその影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●視点近傍を含む園内については、相応の維持管理が行われることが通常であり、興味対象への視線を遮るようなノイズ発生の可能性は低い</li> <li>●視点位置の自由度が高い場合には、園外のノイズに対応する方法として、視点位置を変更することも考えられる</li> <li>●逆に、園内の修景として、興味対象への視線の方向を印象づける演出(列状並木の植栽など)も考えられる</li> </ul>				
<p>■眺望保全・再生に係る技術的要件 (基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●興味対象要素への視線の確保・強調                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒興味対象要素への眺めを維持・保全するための植生を含めた園内施設の適切な維持管理が重要</li> <li>⇒前景エリアの両サイドに発生する小規模な阻害要素を隠蔽するための植生(列状植栽)の適切な維持管理が重要</li> <li>※園地縁辺部の植生を考慮した眺望シミュレーションシステムの活用が有効</li> </ul> </li> <li>●眺望景観の質の維持                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒当初の設計意図を踏まえた公園管理が必要</li> <li>※管理計画書等の作成、計画書に沿った維持管理が有効</li> </ul> </li> <li>●眺望景観の価値の社会化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該眺望景観に関する啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒銘板やパンフレットなど現地での啓発が有効</li> <li>⇒シンポジウムや勉強会の開催など住民や事業者等の意識の醸成が有効</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>				
<p>■既存制度などの活用・連携方策 (眺望保全・再生に係る関係者と法制度等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園緑地の管理者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒公園緑地の適切な管理が必要</li> </ul> </li> <li>●公園利用者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒眺望景観の価値に対する理解と共有が必要</li> </ul> </li> </ul>				
<p>●地方自治体担当者(都市計画部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒特に、影響範囲(ビスタ軸内)においては、法的規制力の強い対応が必要</li> <li>※土地利用誘導(影響範囲(ビスタ軸内)の公園化など)、地区指定(風致地区、景観地区、高度地区など)が有効</li> <li>⇒複数制度(景観計画、都市計画など)による多面的な規制が有効</li> <li>※要綱など規制力の弱い対応から、合意形成を得ながら、規制力を強めていくことが有効</li> </ul> <p>●前景エリア内の居住者、事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒建築規制、景観コントロールなどに対するコンセンサスが必要</li> </ul>				
<p>●地方自治体担当者(都市計画・文化財部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒資源指定(景観重要資源、文化財など)が有効</li> <li>⇒地区指定(風致地区、景観地区、高度地区など)が有効</li> <li>※独立峰等の自然景物の場合には、公園緑地が位置する自治体とは異なる自治体となる場合がある</li> </ul>				
<p>●地方自治体担当者(都市計画部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒特に、影響範囲(ビスタ軸内)においては、法的規制力の強い対応が必要</li> <li>※土地利用誘導(影響範囲(ビスタ軸内)の公園化など)、地区指定(風致地区、景観地区、高度地区など)が有効</li> </ul>				



(1) 園内におけるコントロール手法



園内については、相応の維持管理が行われることが通常であり、一般的にノイズ発生の可能性は低いですが、眺望景観の保全・再生では以下の対応が重要である。

園内における眺望保全・再生に係る対応（技術的要件）

- 視点場の設定
- 興味対象エリアへの見えの確保
- 眺望景観の価値の社会化

● 視点場の設定

公園  
管理者

行政

住民等

俯瞰における人間の見やすい領域は俯角 8～10 度といわれており、新たに視点場等を設定する際には、眺望の興味対象要素が俯角 8～10 度付近に眺められるような場所に展望台などの視点場を設けると良いと考えられる。

● 興味対象エリアへの見えの確保

公園  
管理者

行政

住民等

当該タイプの眺望景観において、興味対象エリアへの見えの確保は、保全・再生における基本的対応事項であり、特に重要となるのは、視点近傍（園地外周）の斜面部の維持管理である。

園内では相応の維持管理が行われることが通常であるが、園地外周は維持管理が十分に行き届かないことも想定されるため、興味対象エリアへの見えの確保、前景エリアに発生する小規模な阻害要素の隠蔽効果の観点から、適切な維持管理が求められる。また、園地縁辺部の植生を考慮した眺望シミュレーションシステムの活用なども有効である。

● 眺望景観の社会化

公園  
管理者

行政

住民等

具体の保全手法、コントロール手法を実効性のあるものとして展開するうえでは、保全・再生すべき眺望景観の価値を、地域で共有することが出来るか否かが、重要なポイントとなる。

具体的な手法としては、サインやパンフレットなどによる現地での啓発やシンポジウムや勉強会の開催など、眺望景観の価値に対する啓発にも注力する方法がある。これらの啓発には、地域住民だけでなく、事業者もまきこんだ取り組みが有効である。

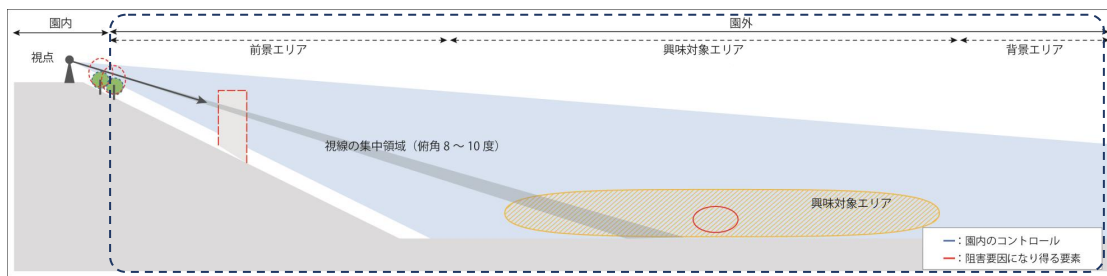
広島市では、景観計画の策定合わせて、学識経験者による基調講演を盛り込んだ景観シンポジウムを6回にわたって開催し、市民意識の醸成に取り組んでいる。

東京都中央区では、地域住民、企業等で組織される「晴海デザイン協議会」が設置されており、市街地開発等の際には協議会との協議が必要になっている。



広島市景観シンポジウムの様子  
(出典：広島市<sup>7)</sup>)

## (2) 園外におけるコントロール手法



園外については、前景エリア、興味対象エリア、背景エリアに区分して眺望景観の保全・再生を行うことが有効であり、それぞれ以下の対応が重要である。

### 園外における眺望保全・再生に係る対応（技術的要件）

- 《前景エリア》 興味対象エリアへの見えの確保と眺望景観の質の維持
- 《興味対象エリア》 興味対象要素への見えの確保
- 《興味対象エリア》 興味対象要素エリアの景観の質の維持（テクスチャ単位の保全）
- 《背景エリア》 背景としての質の維持

### ● 《前景エリア》 興味対象エリアへの見えの確保と眺望景観の質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

前景エリアにおいては、興味対象エリアへの見えの確保という空間的な対応と眺望景観の質の確保という質的な対応の両面から考える必要がある。

### ■ 興味対象エリアへの見えの確保（空間的対応）

空間的な対応については、園地外周の斜面部に発生する様々なノイズへの対応が基本となる。特に、広い範囲に広がる興味対象エリアに対する視野の広がり確保がポイントとなり、視点近傍に発生する要素に対する以下の対応が有効な方策である。

#### ① 建物高さの制限

前景エリアにおいて、興味対象エリアへの眺望を遮るような高さの建築物は眺望を障害しやすい。前述した視覚心理実験の結果によると、眺望の主対象が俯角0度付近にある場合、前景の建築物によって隠蔽される範囲が俯角4～6度より高くなると被験者の評価平均値が悪くなり、眺望が障害される傾向があるという結果となっている。



前景エリアの眺望の隠蔽要素に関する実験結果（抜粋）

## ②園地外周部におけるバッファの確保

園地外周部は、最も視点に近く、開発・整備等によって建築物等が発生した場合には大きな不可視領域を生み出し、興味対象エリアへの眺望に大きな影響を与える。そのため、園地外周部については、バッファエリアの公園化などの土地利用誘導や地区指定（風致地区、景観地区、高度地区等）などの法的規制力の強い対応が有効である。また、視距離に応じて段階的にコントロールすることも有効な手法である。

横須賀市中央公園周辺では、「横須賀市景観計画」及び「横須賀市景観条例」における高さ基準と「高度地区」における建築物の高さの最高限度の設定という、二段階の規制・誘導を行っている。

### ■眺望景観の質の確保（質的対応）

前景エリアにおける眺望景観の質の維持という質的な対応については、眺望景観の乱れ、煩雑さを引き起こすノイズへの対応が基本となる。

具体的には、建物意匠や屋外広告物等に対する以下の対応が有効な方策である。

#### ①建物意匠のコントロール

前景エリアの建築物の意匠（ファサード、色彩等）に統一感がない場合は眺望が阻害されやすく、建築物の意匠をコントロールすることでその影響が緩和される。

前述した視覚心理実験の結果によると、前景に色彩がバラバラな建築物が存在する場合、被験者の評価平均値が悪く、建築物の色彩を目立ちにくい色に統一した場合、評価平均値があがるという結果となっている。



前景エリアの眺望の阻害要素に関する実験結果（抜粋）

## ②屋外広告物のコントロール

前景エリアの屋外広告物のメッセージ性（大きさ、色彩等）が強い場合は眺望が阻害されやすく、色彩等をコントロールすることでその影響が緩和される。

前述した視覚心理実験の結果によると、前景に色彩がバラバラな屋外広告物が存在する場合、被験者の評価平均値が悪く、屋外広告物の色彩を目立ちにくい色に統一した場合、評価平均値があがるという結果となっている。また、屋外看板の場合、建築物と比較して色彩統一の効果が大きいことが分かる。



前景エリアの眺望の阻害要素に関する実験結果（抜粋）

以上に示した前景エリアにおける対応を実効性のあるものとするためには、前景エリア内の居住者や事業者など地域のコンセンサスが重要となる。特に、周辺が商業地域などの住民や事業者にとって資産価値が高い土地利用である場合は、法的な強制力を持たない制度からはじめ、徐々に合意形成を図って規制力を強めていく手法が有効である。

### ● 《興味対象エリア》興味対象要素への見えの確保

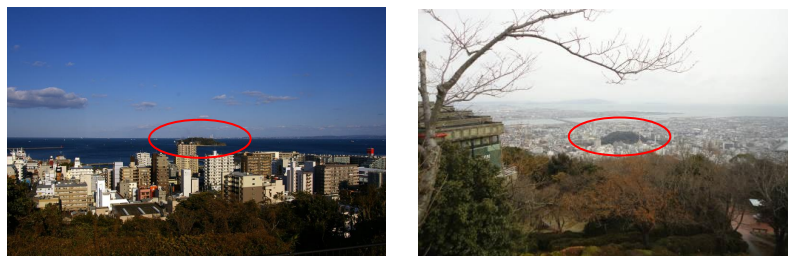
公園  
管理者

行政

住民等

興味対象エリア内に興味対象要素が存在する場合、興味対象要素への見えの確保が重要な対応となる。

具体的な手法は、前景エリアにおける対応と同様であり、「建物高さの制限」などの対応が必要である。



興味対象エリア内に興味対象要素が存在する例

● 《興味対象エリア》興味対象要エリアの景観の質の維持  
(テクスチャ単位の保全)

公園  
管理者

行政

住民等

興味対象エリアは、当該眺望景観を構成する基本要素であり、俯瞰される広範囲のエリアにおける、個々の要素の集合による同規模程度の単位のテクスチャの印象が興味対象となる。興味対象エリアの景観の質の維持については、テクスチャ単位の保全がポイントとなる。

具体的には、興味対象エリア内における支配的なテクスチャ単位を乱すような大規模開発の抑制、大規模空地などの敷地周辺の修景、屋外広告物等に対するコントロールなどが有効な対応と考えられる。

前述した視覚心理実験の結果によると、興味対象エリアが市街地の場合においても、興味対象エリアに色彩がバラバラな屋外広告物が存在する場合は、被験者の評価平均値が悪く、屋外広告物の色彩を目立ちにくい色に統一した場合、評価平均値があがるという結果となっている。また、興味対象エリアが市街地の場合においても、建築物の色彩がバラバラの場合、被験者の評価平均値が若干悪くなっており、眺望景観の印象に影響があるといえる。



興味対象エリアの眺望の阻害要素に関する実験結果 (抜粋)

これらの対応については、他の眺望景観タイプと同様に、地方自治体の担当部局の手によるものとなるが、興味対象エリアについては、公園緑地が位置する自治体と異なるエリアである場合も十分に考えられるため、自治体間の広域的な連携、対応が効果的である。

● 《背景エリア》背景としての質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

俯瞰パノラマ景においては、一般的に背景エリアはかなり遠景となり、背景エリアの「地」的な性格を大きく改変するようなノイズの発生の可能性は低いといえるが、大規模開発の抑制、大型建造物の色彩コントロールなどが有効な対応といえる。

これらの対応については、他の眺望景観タイプと同様に、行政区域をまたいで対応となる可能性が高いため、隣接自治体等と連携した広域景観条例等の対応が効果的である。



広島市では、景観計画の策定に合わせて、学識経験者による基調講演を盛り込んだ景観シンポジウムを6回にわたって開催し、市民意識の醸成に取り組んでいる。

東京都中央区では、地域住民、企業等で組織される「晴海デザイン協議会」が設置されており、市街地開発等の際には協議会との協議が必要になっている。



広島市景観シンポジウムの様子  
(出典：広島市<sup>7)</sup>)

### (3) 眺望景観の保全・再生の範囲

以上を踏まえ、眺望景観の保全・再生範囲と各範囲における対応を整理すると以下のようになる。また、コントロール手法の体系図を次頁に示す。

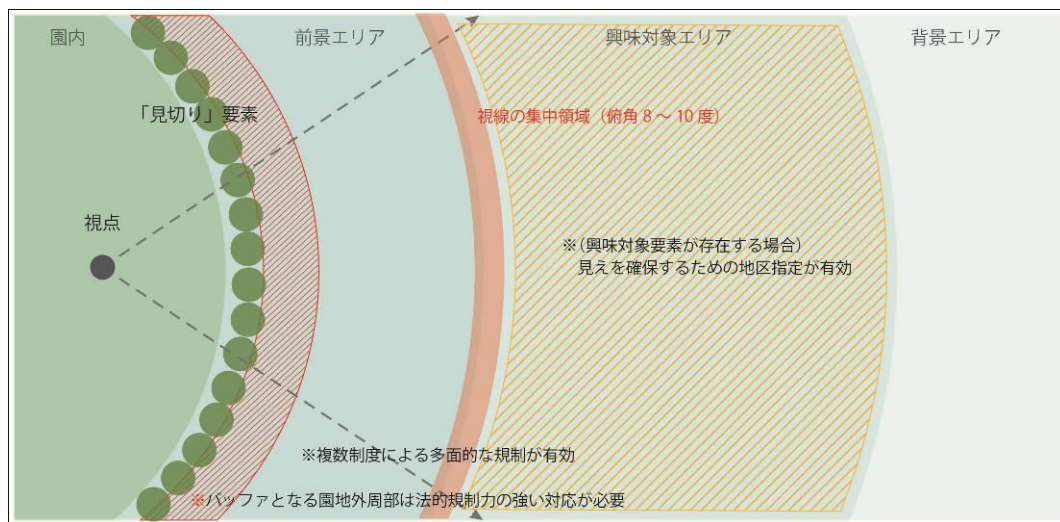


表 4-6 公園緑地周辺景観コントロール手法 タイプB (園外) : 俯瞰パノラマ景

園内		園外		
園内部	視点近傍	前景エリア	興味対象エリア・興味対象要素	背景エリア
<p>■構成要素の景観的役割</p>				
<p>視点へのアプローチ景観を形成するが、眺望景観とは直接的な関係を持たない園内景</p>	<p>居心地の良い視点場</p>	<p>眺望景観を成り立たせる「空」の空間</p>	<p>眺望景観を構成する基本要素 俯瞰される広範囲のエリアが興味対象エリアであり、エリア内の個々の要素というよりは、それらの集合による同規模程度の単位からなる広がりのある面としてのテクスチャの印象が興味対象となる また、ここに特徴的な視対象が存在する場合、興味対象要素となる</p>	<p>背景としての均質な「地」の空間</p>
<p>■眺望保全・再生における配慮事項・留意点 (眺望阻害の可能性とその影響)</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>●園内については、相応の維持管理が行われることが通常であり一般的にノイズの発生の可能性は低い</li> <li>●但し、視点近傍の園地外周の斜面部については、維持管理が行き届かないことも多く、ノイズの発生の可能性は考えられる (園地縁辺部の植生の成長など (上図参照))</li> <li>●視点位置の自由度が高い場合には、園外のノイズに対応する方法として、視点位置を変更することも考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「空」の空間であることが、当該タイプの眺望景観の構造の重要なポイント。これが損なわれると、眺望景観の価値が著しく阻害される</li> <li>●斜面部であることが多く、開発・整備によりノイズが発生する可能性は低い、視点に近いほど小さなノイズでも興味対象エリアの見えに大きな影響を与えることになるため配慮が求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該タイプの眺望景観を構成する基本的な要素であり、これが損なわれると、眺望景観の価値が著しく阻害される</li> <li>●興味対象の景観的な性格を考えると、テクスチャの単位を乱すような要素の介入がノイズとなりやすい (上図参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●背景としての「地」的な空間であることが眺望景観の基本的な構造。これが損なわれると眺望景観の価値が損なわれる</li> <li>●かなり遠景にあるため背景エリアの「地」的な性格を改変するようなノイズの発生の可能性は低い</li> </ul>	
<p>■眺望保全・再生に係る技術的要件 (基本的な考え方)</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>●視点場の設定 ⇒俯瞰における見やすい領域は俯角 8~10 度をいわれており、眺望の興味対象要素が俯角 8~10 度付近に眺められるような場所に視点場 (展望台等) を設けると良いと考えられる</li> <li>●興味対象エリアへの見えの確保 ⇒興味対象エリアへの眺めを維持・保全するための植生の適切な維持管理が重要 ⇒前景エリアに発生する小規模な阻害要素を隠蔽するための植生の適切な維持管理が重要 ※管理計画書の作成、計画書に沿った維持管理が有効 ※園地縁辺部の植生を考慮した眺望シミュレーションシステムの活用が有効</li> <li>●眺望景観の価値の社会化 ・当該眺望景観に関する啓発 ⇒銘板やパンフレットなど現地での啓発が有効 ⇒シンポジウムや勉強会の開催など住民や事業者等の意識の醸成が有効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●興味対象エリアへの見えの確保 (重要度大)</li> <li>・建物高さの制限 ⇒眺望の興味対象要素が俯角 0 度付近にある場合には、前景エリアの建築物によって隠蔽される範囲が俯角 4~6 度より高くなると眺望を阻害しやすい</li> <li>・園地外周部におけるバッファの確保 ※前景エリア内に発生するノイズは大きな不可視領域を生み出し、興味対象エリアの見え自体を隠してしまうため、視点からの距離に応じて、建物高さ、規模のコントロールを考慮する必要がある ※視距離に応じて段階的にコントロールすることも有効</li> <li>●眺望景観の質の確保</li> <li>・建物意匠のコントロール</li> <li>・屋外広告物のコントロール ⇒前景エリアに色彩がバラバラな屋外広告物や建築物がある場合は、眺望を阻害しやすい傾向がある。 ただし、屋外広告物や建築物を茶系色等の目立ちにくい色彩で統一すると、阻害された印象は緩和される傾向がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●興味対象要素への見えの確保 ⇒(興味対象エリア内に興味対象要素が存在する場合) 興味対象要素への見えの確保が重要</li> <li>●眺望景観の質の維持 ⇒興味対象エリアが市街地の場合、それ自体が眺めの対象であるため、建物高さ、建物規模の影響はそれほど大きくないが、景観の質の維持 (テクスチャ単位の保全) は必要 ⇒テクスチャ単位を乱す規模の開発の抑制のための建築規制、開発制限 ⇒大規模空地などにおける敷地周辺の修景植栽 ⇒屋外広告物等の色彩コントロール 興味対象エリア (市街地等) に色彩がバラバラな屋外広告物がある場合は、眺望を阻害しやすい傾向がある。 ただし、屋外広告物を茶系色等の目立ちにくい色彩で統一すると阻害された印象は緩和される傾向がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●背景としての質の維持 ⇒遠景であるため影響は大きくないが、風景としての価値を損ねない程度の景観が望ましい ⇒大規模開発の抑制 ⇒大型建造物の色彩コントロール ※ノイズの発生の可能性は低い、行政区域をまたぐ場合も多いため、背景エリアの景観がある程度視認できる場合には対応を行うことが望まれる</li> </ul>	
<p>■既存制度などの活用・連携方策 (眺望保全・再生に係る関係者と法制度等)</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園緑地の管理者 ⇒敷地外周部を含めた公園緑地の適切な管理が必要</li> <li>●公園利用者 ⇒眺望景観の価値に対する理解と共有が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治体担当者 (都市計画部門) ⇒特に、バッファとなる園地外周部については、法的規制力の強い対応が必要 ※土地利用誘導 (バッファエリアの公園化など)、地区指定 (風致地区、景観地区、高度地区など) が有効 ⇒複数制度 (景観計画、都市計画など) による多面的な規制が有効 ※要綱など規制力の弱い対応から、合意形成を得ながら、規制力を強めていくことが有効</li> <li>●前景エリア内の居住者、事業者 ⇒景観コントロールに対するコンセンサスが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治体担当者 (都市計画部門) ⇒(興味対象エリア内に興味対象要素が存在する場合) 見えを確保するための地区指定 (風致地区、景観地区、高度地区など) が有効 ※場合によっては、公園緑地が位置する自治体とは異なる自治体となる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治体担当者 (都市計画部門) ⇒地区指定 (風致地区、景観地区、高度地区など) が有効 ⇒自治体連携協調などによる広域的景観形成の実施が有効</li> </ul>	





東京都では、「東京都における文化財庭園の保存管理計画書」（平成 16 年 6 月）、や公園別マネジメントプラン（例えば、「浜離宮恩賜庭園マネジメントプラン」（平成 18 年 12 月）など）を作成し、それに沿った公園の管理運営を行っている<sup>6)</sup>。

## ●眺望景観の社会化

公園  
管理者

行政

住民等

具体の保全・コントロール手法を実効性のあるものとして展開するうえでは、保全・再生すべき眺望景観の価値を地域で共有することが出来るか否かが、重要なポイントとなる。具体的な手法として、サインやパンフレットなどによる現地での啓発やシンポジウムや勉強会の開催など、眺望景観の価値に対する啓発にも注力する方法がある。これらの啓発には、地域住民だけでなく、事業者もまきこんだ取り組みが有効である。

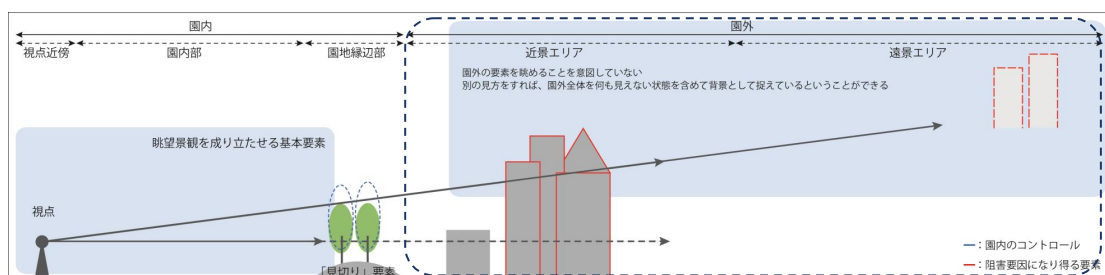
広島市では、景観計画の策定に合わせて、学識経験者による基調講演を盛り込んだ景観シンポジウムを 6 回にわたって開催し、市民意識の醸成に取り組んでいる<sup>7)</sup>。

東京都中央区では、地域住民、企業等で組織される「晴海デザイン協議会」が設置されており、市街地開発等の際には協議会との協議が必要になっている。



広島市景観シンポジウムの様子  
(出典：広島市<sup>7)</sup>)

## (2) 園外におけるコントロール手法



園外については、近景エリア、遠景エリアに区分して、背景として均質な「地」の空間として維持していくことが有効である。

一般的には、背景エリアにはどのような要素も存在しない「空」の空間であることが求められるが、浜離宮恩賜庭園などの日本庭園を例にとると、造営当初は「空」であった背景エリアに、都市開発等により様々な要素が出現する状況は多く見られる。

ここでは、背景に「空」としての空間が確保できる場合と「空」としての空間が確保できない場合に分けて考え、それぞれ以下の対応を技術的要件として提示する。

### 園外における眺望保全・再生に係る対応（技術的要件）

- （背景に「空」としての空間が確保できる場合）  
《近景エリア・遠景エリア》背景としての質の維持
- （背景に「空」としての空間が確保できない場合）  
《近景エリア・遠景エリア》質の高い「地」の空間としての景観コントロール

- （背景に「空」としての空間が確保できる場合）  
《近景エリア・遠景エリア》背景としての質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

国宝や重要文化財に指定されている庭園などの一部の例にはなるが、背景に「空」としての空間が確保できる場合には、近景エリア・遠景エリアともに背景としての質の維持を行っていくことが求められる。

具体的には、「タイプ A-1：園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景」の園外 2 次影響範囲同様、眺望景観の質の維持に関する「建物高さの制限」、「建物規模の制限」、「園地外周部におけるバッファの確保」、「建物配置の制限」、「建物意匠のコントロール」、「屋外広告物のコントロール」などが有効な方策と考えられる。

また、これらの対応については、他の眺望景観タイプと同様に公園緑地が位置する自治体の担当部局（都市計画部門）が制度等による規制・誘導を行うことになるが、対応を実効性のあるものとするためには、前景エリア内の居住者や事業者など地域のコンセンサスが重要となる。

地域のコンセンサスの取り方について、特に、周辺が商業地域などの住民や事業者にとって資産価値が高い土地利用である場合は、法的な強制力を持たない要綱等の制度からはじめ、徐々に合意形成を図って規制力を強めていく手法が有効である。



● (背景に「空」としての空間が確保できない場合)  
《近景エリア・遠景エリア》背景としての質の維持

公園  
管理者

行政

住民等

前述した視覚心理実験では、日本庭園の背景に仰角 20 度前後の仰角の大きい建築物が連なる場合は、眺望景観に対する印象が悪くなるという結果となった。

しかし、時代の変化、社会状況の変化等を考えると、高層建築等が出現し、変容してしまった背景を公園緑地造営当初の「空」の状態に戻すことは現実的でなく、先に述べた一部の公園緑地を除いて、こちらの場合が一般的といえる。

公園緑地造営当初からの背景の変容が著しく、背景に「空」としての空間が確保できない場合には、背景として質の高い「地」の空間であるという性格を維持することを目的に、背景エリアに出現する様々な要素によるばらつきを抑え、背景としての質を確保することが眺望景観の保全・再生のための対応といえる。

具体的な対応としては、背景エリアに出現する建物高さの統一、建物意匠の統一などが有効であると考えられる。また、色彩のばらつきも質の高い「地」の空間を乱す要因になりやすいため、屋外広告物などの色彩コントロールも効果的な対応であると考えられる。

さらに、背景として質の高い「地」の空間を形成するためには、日常の生活から切り離された特別な景観を形成している園内景と切り離して認識されるよう、背景要素における生活景の滲み出し（ベランダの洗濯物等）などを規制するなどのコントロールも効果的であると考えられる。



建物高さ、意匠などが統一され、背景に質の高い「地」の空間が形成されている例

これらの対応については、公園緑地が位置する自治体の担当部局（都市計画部門）が制度等による規制・誘導を行うことになるが、対応を実効性のあるものとするためには、前景エリア内の居住者や事業者など地域のコンセンサスが重要となる。

地域のコンセンサスの取り方について、特に、周辺が商業地域などの住民や事業者にとって資産価値が高い土地利用である場合は、法的な強制力を持たない要綱等の制度からはじめ、徐々に合意形成を図って規制力を強めていく手法が有効である。

### (3) 眺望景観の保全・再生の範囲

以上を踏まえ、眺望景観の保全・再生範囲と各範囲における対応を整理すると以下のようになる。また、コントロール手法の体系図を次頁に示す。

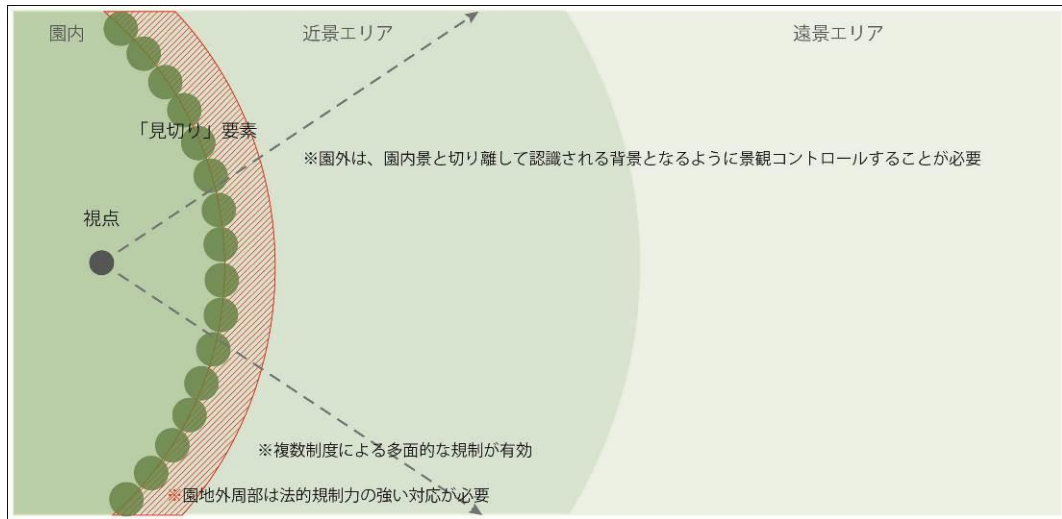


表 4-7 公園緑地周辺景観コントロール手法 タイプC (園内) : 水平パノラマ景

園内			園外	
視点近傍	園内部	園地縁辺部	近景エリア	遠景エリア
<p>※「空」としての空間が確保できる場合、仰角や水平見込角などの技術的要件を設定し、コントロールすることが必要                  ※「空」としての空間が確保できない場合、質の高い「地」の空間としての景観のコントロールが必要</p>				
<p>● 園内の眺望景観の質を低下させる園外の要素の見えを抑えるための「見切り」の形成</p>				
園内			園外	
視点近傍	園内部	園地縁辺部	近景エリア	遠景エリア
<p>■構成要素の景観的役割</p>				
居心地の良い視点場	眺望景観を成り立たせる基本要素	園内の眺望景観の質を低下させる園外の要素の見えを抑えるための「見切り」の形成	背景として質の高い「地」の空間	
			園内の景観に近く、眺望景観に対する影響は大きい	園内の景観から離れ、眺望景観に対する影響は小さい
<p>■眺望保全・再生における配慮事項・留意点 (眺望阻害の可能性とその影響)</p>				
<p>● 視点近傍を含む園内については、相応の維持管理が行われることが通常であり、一般的にノイズの発生の可能性は低い                  ● 園外のノイズの発生への対応として、園地縁辺部の「見切り」要素を強化する (園地縁辺部の植生の成長など (上図参照)) ことが有効となる</p>			<p>【背景エリア】                  ● 眺望景観の基本的な構造はなにも存在しない「空」の空間であるが、「空」であることの積極的な意味づけは弱く、背景としての質の高い「地」の空間であることがポイント</p>	<p>【遠景エリア】                  ● 基本的な対応の考え方は近景エリアと同様                  ● 遠景であるため見えの印象は弱く、眺望景観に対するノイズの影響度は小さくなる</p>
<p>● 園外の様々な開発・整備によりノイズが発生する可能性が高い                  ● ノイズへの対応としては、ノイズの見えの大きさに加えて、ノイズによって形成される背景のばらつきを抑え、背景としての質を確保することがポイントと考えられる                  ● 特に、近景エリアのノイズは、「図」として目立ちやすく、眺望景観への影響が大きいため配慮が求められる</p>				
<p>■眺望保全・再生に係る技術的要件 (基本的な考え方)</p>				
<p>● 「見切り」要素である園地縁辺部の植生の適切な維持管理                  ⇒ 前景エリアに発生する小規模な阻害要素を隠蔽するための植生の適切な維持管理が重要                  ※ 園地縁辺部の植生を考慮した眺望シミュレーションシステムの活用が有効</p> <p>● 眺望景観の質の維持                  ⇒ 当初の設計意図を踏まえた公園管理が必要                  ※ 管理計画書等の作成、計画書に沿った維持管理が有効</p> <p>● 眺望景観の価値の社会化                  ・ 当該眺望景観に関する啓発                  ⇒ 銘板やパンフレットなど現地での啓発が有効                  ⇒ シンポジウムや勉強会の開催など住民や事業者等の意識の醸成が有効                  ※ 周囲が高度利用地区などの場合、事業者をまきこんだ協議会などの設立も有効</p>			<p>〔背景に「空」としての空間が確保できる場合〕 (※一般的でない場合が多い)</p> <p>● 背景としての質の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>建物高さの制限</b> ⇒ 単体の建築物であっても仰角の大きい (仰角20~24度以上) 場合は、眺望を阻害しやすい傾向がある</li> <li>・ <b>建物規模の制限</b> ⇒ 仰角が10度程度の場合、長大な壁面をもつ建築物 (水平見込角8~12度) は圧迫感を生じやすい</li> <li>・ <b>建物配置の制限</b> ⇒ 建築物の配置 (集中/分散) に関わらず、複数の建築物が見える場合は、眺望を阻害する傾向がある。 特に、建築物の画面占有率が大きくなると、より眺望を阻害する影響が大きくなる傾向がある</li> </ul> <p>〔背景に「空」としての空間が確保できない場合〕 (※一般的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 質の高い「地」の空間としての景観コントロール</li> <li>・ <b>質の高い「地」の空間の確保</b> ⇒ 背景エリアに出現する建物高さの統一、建物意匠の統一、屋外広告物などの色彩コントロールなど</li> <li>・ <b>園内の景観と切り離して認識される背景となるように景観コントロール</b> ⇒ 背景要素における生活景の滲み出し (ベランダの洗濯物等) などの規制</li> </ul>	
<p>● 建物意匠のコントロール ⇒ 視認されている建築物の表情に統一感がない場合、眺望を阻害しやすい</p> <p>● 屋外広告物のコントロール ⇒ 公園緑地に向けてメッセージを発している建築物や屋外広告物は眺望を阻害しやすい ⇒ メッセージ性は屋外広告物等の大きさ、色、言語などの要素による影響が大きい</p> <p>● 園地外周部におけるバッファの確保</p>				
<p>■既存制度などの活用・連携方策 (眺望保全・再生に係る関係者と法制度等)</p>				
<p>● 公園緑地の管理者 ⇒ 公園緑地の適切な管理が必要</p> <p>● 公園利用者 ⇒ 眺望景観の価値に対する理解と共有が必要</p>			<p>● 地方自治体担当者 (都市計画部門) ⇒ 特に、園地外周部においては、法的規制力の強い対応が必要 ※ 地区指定 (風致地区、景観地区、高度地区など) が有効 ⇒ 複数制度 (景観計画、都市計画など) による多面的な規制が有効 ※ 要綱など規制力の弱い対応から、合意形成を得ながら、規制力を強めていくことが有効</p> <p>● 前景エリア内の居住者、事業者 ⇒ 景観コントロールに対するコンセンサスが必要</p>	

公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）

## 事 例 編

5. 公園緑地周辺における景観コントロールの取組み事例	74
5-1 各眺望タイプにおける眺望保全・再生の取組み事例	74
タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景	
【事例：後楽園（岡山県岡山市）】	74
タイプ A-2 園内+園外を眺望対象とした水平ビスタ景	
【事例：平和記念公園（広島県広島市）】	76
タイプ B 園外を眺望対象とした俯瞰パノラマ景	
【事例：中央公園（神奈川県横須賀市）】	78
タイプ C 園内を眺望対象とした水平パノラマ景	
【事例：浜離宮恩賜庭園（東京都中央区）】	80
5-2 その他参考となる眺望保全・再生の取組み事例	83
事例 1 京都市眺望景観創生条例に基づく眺望景観の保全	83
事例 2 いしかわ景観総合計画に基づく広域的な景観の保全	85
事例 3 眺望景観の価値の共有に関する取組み	87





## 5. 公園緑地周辺における景観コントロールの取組み事例

### 5-1 各眺望タイプにおける眺望保全・再生の取組み事例

ここでは、各眺望景観タイプにおける眺望保全・再生の取組み事例を示す。

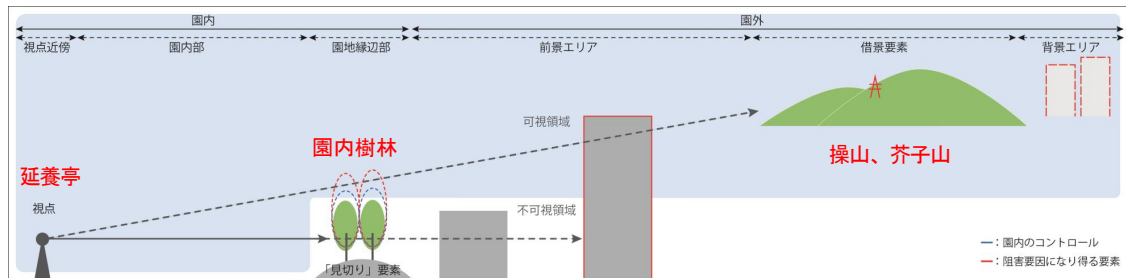
#### タイプ A-1 園内+園外を眺望対象とした水平パノラマ景

【事例：後樂園（岡山県岡山市）<sup>2)</sup>】

##### ◆公園緑地の概要

後樂園は、江戸時代初期に岡山藩主池田綱政によってつくられた日本庭園であり、日本三名園のひとつである。

藩主の居間である延養亭を中心とした池泉回遊式の庭園であり、延養亭から操山・芥子山を借景としている。



##### ◆園内におけるコントロール

- 園内は、岡山県土木部後樂園事務所により、園内景を保つための維持管理が行われている。
- 園地縁辺部の植栽については、操山への眺望確保のための管理と背後のマンション等の隠蔽のための管理が両面から行われている。





- 園内には、操山を借景とする眺望景観についての解説を記載した配布物があり、眺望景観の価値の社会化についても取り組まれている。

#### ◆園外におけるコントロール

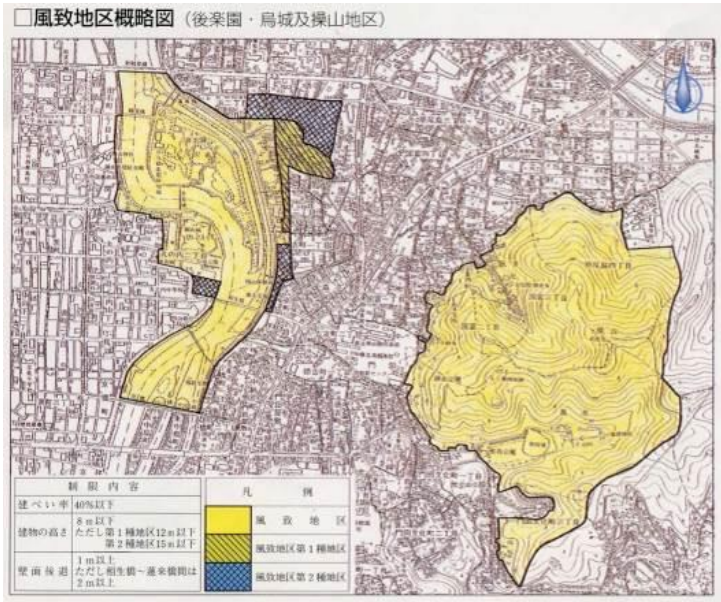
- 園外は、岡山市風致地区条例と岡山市景観計画および岡山市景観条例の二段階の規制・誘導により、後楽園から操山・芥子山への眺望を保全している。
- 岡山市景観計画に係る届出については、独自開発の景観シミュレーションシステムにより、園内植栽を含めた園内からの眺望予測を行い、届出者への指導を行っている。

#### ■岡山市風致地区条例

岡山市風致地区条例は、岡山市の政令市移行に伴い、平成 21 年に岡山県風致地区条例を引き継いで制定したものである。

後楽園・岡山城周辺は昭和 15 年に風致地区に指定されており、昭和 37 年には操山部分が追加指定されている。

風致地区内では、建築物等の建設、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合、周辺の風致に調和するよう規制がある。また、後楽園から望見されないよう制限高さが設定されている。



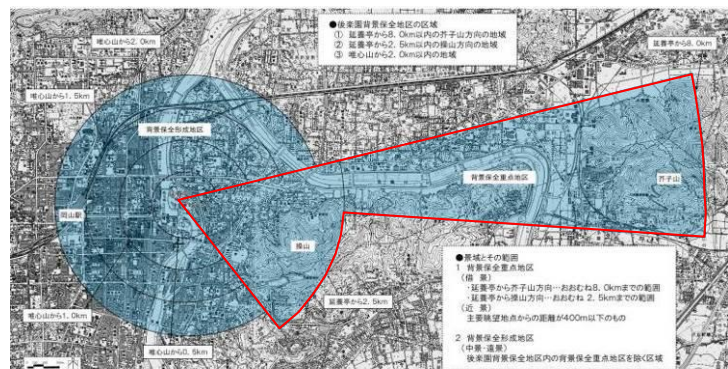
地区種別	建ぺい率	(※1)壁面後退距離	建物の高さ
一般地区	40%以下	1.0m 以上 (※2)2.0m以上	8.0m 以下
第1種地区			12.0m 以下
第2種地区			15.0m 以下

#### ■岡山市景観計画、岡山市景観条例

岡山市景観条例は、昭和 63 年に制定された岡山県景観条例を平成 19 年に岡山市が引き継いだものである。

後楽園周辺は平成 4 年に後楽園背景保全地区、背景保全重点地区に設定されている。

地区内の大規模行為における景観形成基準については、延養亭などから望見されない位置配置、規模、配所した携帯意匠、素材等が設定されている。



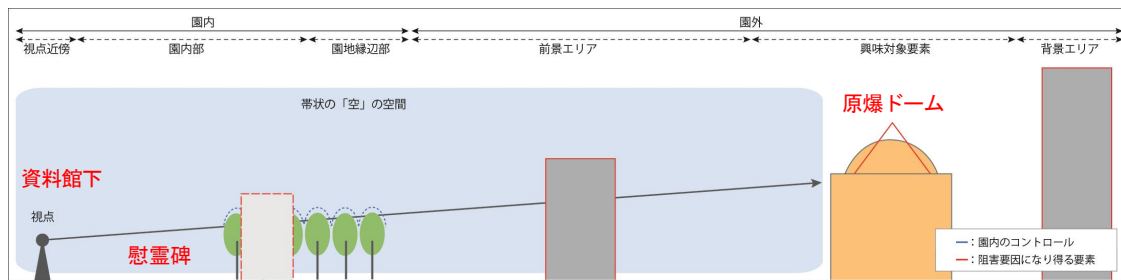
対象規模	芥子山方向の地域	
	延養亭から $L \leq 2.5\text{km}$	地盤高を含む高さ 13m を超えるもの
	延養亭から $2.5\text{km} < L \leq 8.0\text{km}$	地盤高を含む高さ 40m を超えるもの
	操山方向の地域	地盤高を含む高さ 13m を超えるもの
その他の方向の地域	唯心山から $L \leq 0.5\text{km}$	地盤高を含む高さ 13m を超えるもの
	唯心山から $0.5\text{km} < L \leq 1.0\text{km}$	地盤高を含む高さ 20m を超えるもの
	唯心山から $1.0\text{km} < L \leq 1.5\text{km}$	地盤高を含む高さ 30m を超えるもの
	唯心山から $1.5\text{km} < L \leq 2.0\text{km}$	地盤高を含む高さ 40m を超えるもの



◆公園緑地の概要

平和記念公園は、昭和24年の広島平和記念都市建設法の制定に伴い整備されたものである。

平和記念資料館と慰霊碑、原爆ドームを南北一線上に配置した設計となっているが、建設当時には存在しなかった背後の建物等が問題となっている。



◆園内におけるコントロール

- 園内は、園内植栽の管理などにより、当初の設計意図を反映したビスタ景が維持されている。
- その結果として、前景エリア両サイドの建物等は、園地内の列状植栽によりある程度隠蔽されている。
- 公園の設計意図を示した銘板の設置や景観計画策定に伴う連続シンポジウムの開催等、眺望景観の価値の社会化についても取り組まれている。



列状植栽による両サイドの建物の隠蔽

◆園外におけるコントロール

- 園外については、広島市景観計画で景観計画重点地区に設定されており、原爆ドームと慰霊碑を貫く南北軸の眺望景観の確保などの方針が示されている。
- 景観計画では、建築物や屋外広告物について基準が定められており、要綱により、景観法に基づく届出等に係る事前協議が必要とされている。

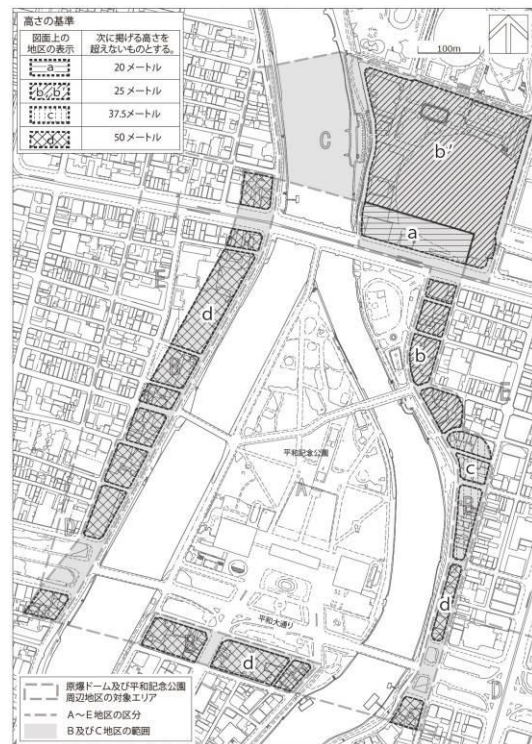


■広島市景観計画、景観法に基づく届出等に係る事前協議制度に関する取扱要綱

広島市景観計画および事前協議制度に関する取扱要綱は、昭和 56 年の広島市都市美計画、都市美協議制度以来の流れを引継ぎ、平成 27 年に景観法に基づいて策定したものである。

景観計画には、景観形成の方針及び形態意匠の基準（形態、意匠、色彩）が定められているほか、当該地区においては、法的拘束力を持たない要綱で高さの基準が 4 段階で設定されている。

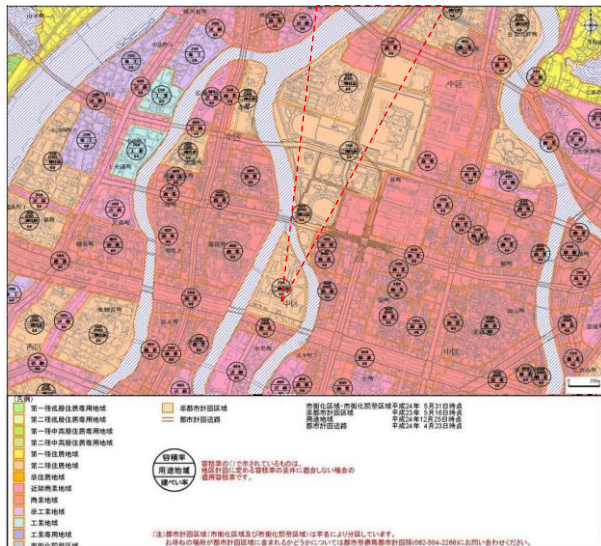
特に、原爆ドーム背景地区（C 地区）は、原爆ドームの存在感に配慮した景観の形成を図る方針が示されており、高さの基準が最も低く設定されている。



■（参考）周辺の土地利用の状況と今後の課題

平和記念公園と公園からのビスタ軸上の地域は、大部分が第二種住居地域、一部が商業地域に指定されており、敷地面積によっては、今後も眺望阻害となる建築物等の阻害要素が発生する可能性がある。

現在は要綱による協議制度によって誘導している高さ基準については、将来的に住民の合意を得つつ、景観計画へ反映させていくことが望まれる。

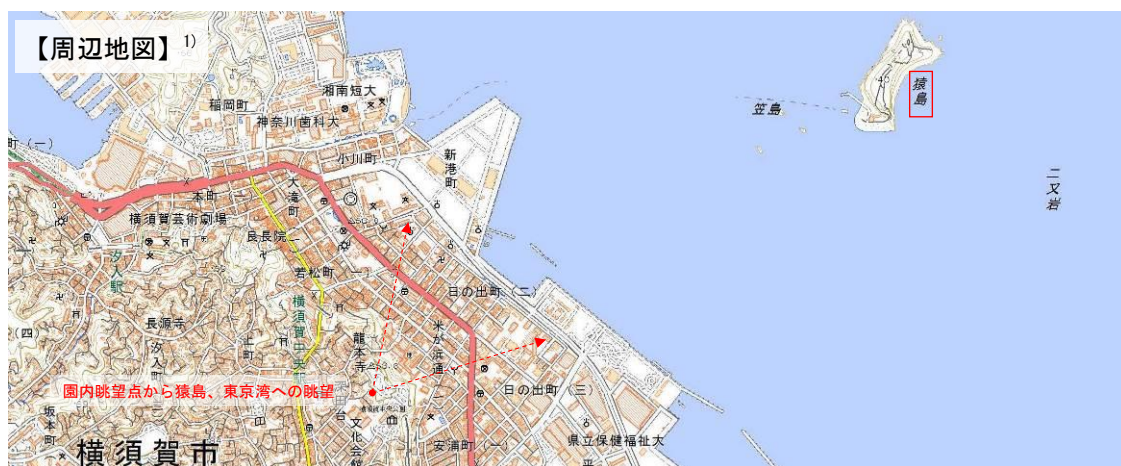
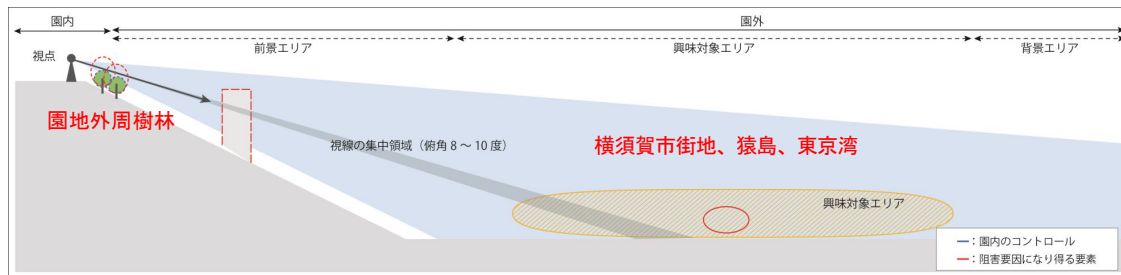




◆公園緑地の概要

中央公園は、市中心市街地の東側の崖地上に整備された公園（標高約50m）である。

高所に位置する公園からは、海岸線沿いに広がる横須賀市街地、東京湾、猿島の広がりある眺望が得られ、横須賀の代表的な眺望となっている。



◆園内におけるコントロール

- 園地縁辺部、園地外周部の植栽について適切な管理が行われており、猿島、東京湾への眺めが維持・保全されているとともに、前景エリアの建物等も隠蔽されている。



視点場に近いエリアの阻害要素の隠蔽



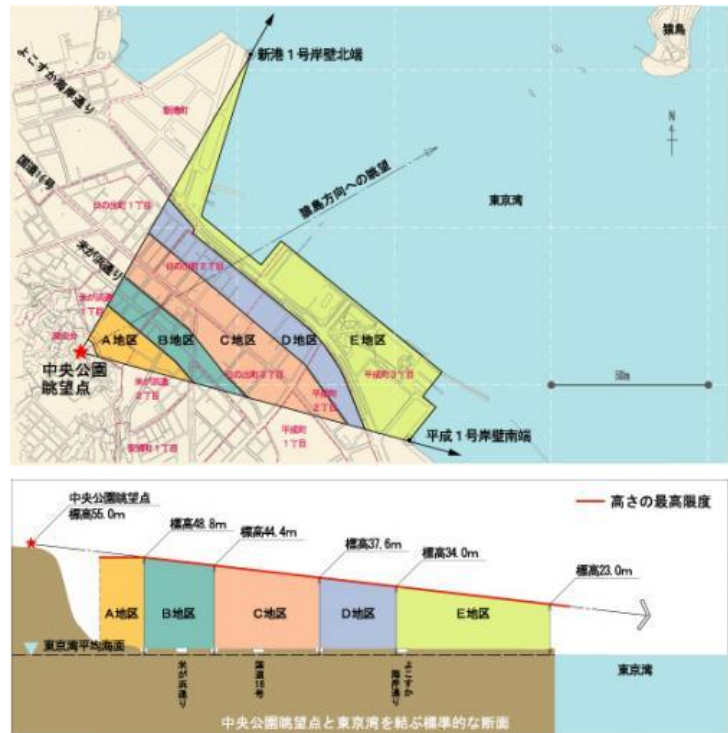
### ◆園外におけるコントロール

- 園外は、横須賀市景観条例および横須賀市景観計画における高さ基準と都市計画高度地区における建築物の高さの最高限度の二段階の規制・誘導により、中央公園から猿島・市街地への眺望を保全している。

### ■横須賀市景観条例、横須賀市景観計画

横須賀市景観条例、景観計画は、それぞれ平成16年、平成18年に景観法の規定に基づいて制定された。

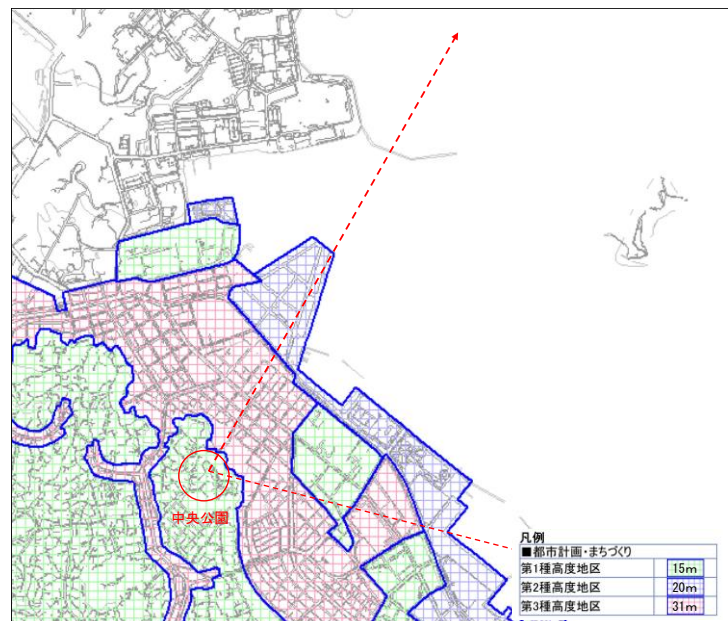
中央公園周辺は、中央公園眺望保全区域に指定されており、公園から海面および猿島等への眺望を保全するため、段階的に建築物等の高さの最高限度を定めている（既存の建築物は対象外）。



### ■都市計画高度地区

中央公園周辺は、平成16年に高度地区に指定されており、建物の高さが15m～31m（3段階）に制限されている。

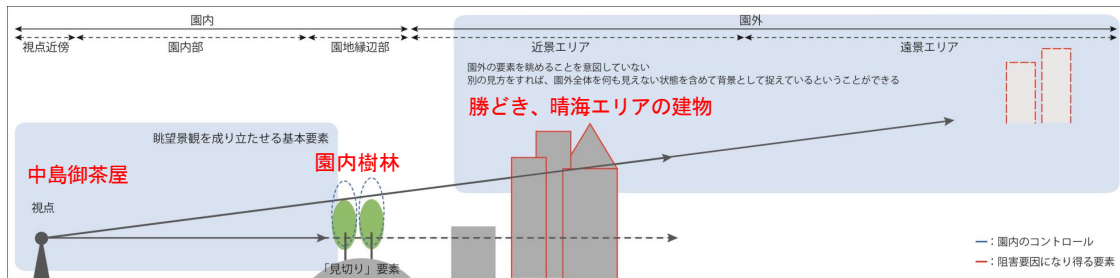
この高さはすべて、景観計画による高さ基準を下回るものであり、今後、眺望阻害となる建築物等の要素が発生する可能性は低いと考えられる。



◆公園緑地の概要

浜離宮恩賜庭園は、東京湾から海水を取り入れ、潮の干満で景色の変化を楽しむ潮入りの回遊式築山泉水庭である。

中島御茶屋からは、潮入池を前景としたパノラマ景が得られるが、背後には創設時には存在しなかった様々な建物等が見える。



◆園内におけるコントロール

- 園内は、東京都（委託管理者：東京都公園協会）により、園内景を保つための維持管理が行われている。
- 園地縁辺部の植栽は、園外に存在する小規模な建物等をある程度隠蔽している。



阻害要素の隠蔽



◆園外におけるコントロール

- 園外は、東京都景観条例および東京都景観計画と大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度（東京都自主条例）の2段階の制度により、建築物等の配置、高さ、意匠、色彩等の誘導を行っている。
- 特に、屋外広告物については、東京都景観条例と東京都屋外広告物条例とで、20m以上の屋外広告物の表示の禁止等の規制を行っている。

■東京都景観条例および東京都景観計画、

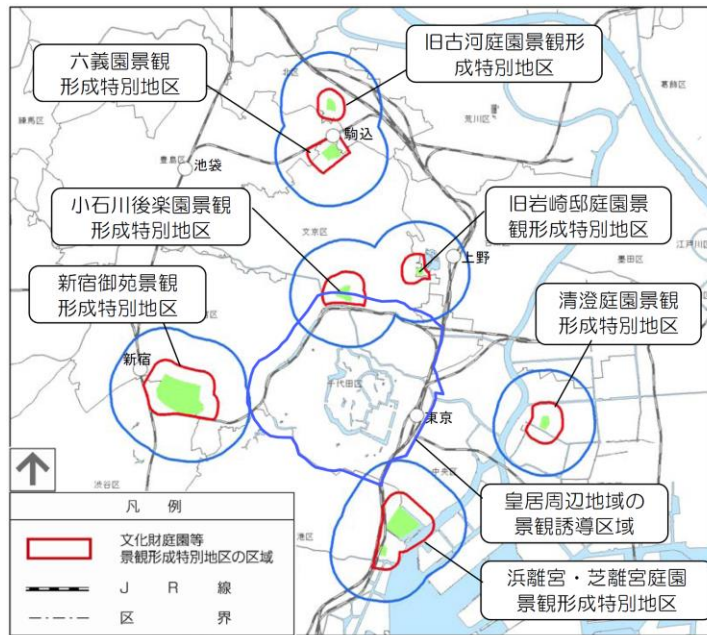
大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度（東京都自主条例）

東京都景観条例および景観計画は平成19年に制定された。

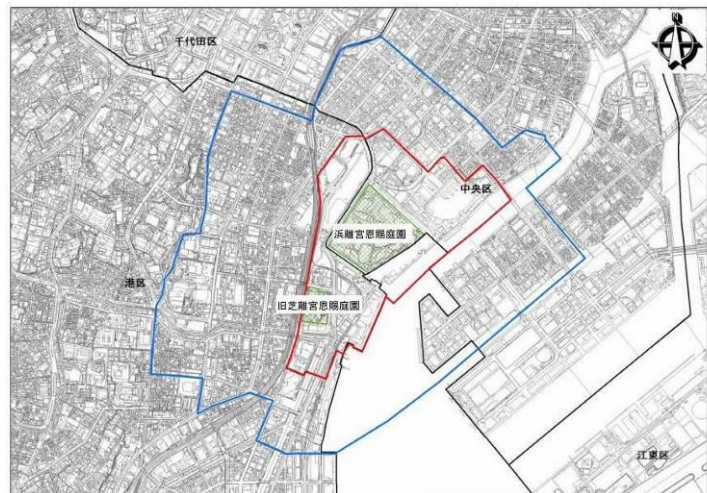
重点地区として、文化財庭園等景観形成特別地区を設けており、浜離宮も旧芝離宮、清澄庭園、新宿御苑等とともに指定されている。

景観法に基づく誘導では、庭園外周から概ね100m～300mまでの範囲（図の赤線）に建築する高さ20m以上の建築物等の建築に届出が必要となり、園内主要な眺望点からの見え方のシミュレーション等により、配置や高さ、意匠や色彩を誘導している。

東京都の独自条例に基づく誘導では、庭園外周から概ね1kmの範囲（図の青線）に建築する都市再生特別地区等の都市開発諸制度を活用した大規模建築物等について届出が必要となり、園内主要な眺望点からの見え方のシミュレーション等により、配置や高さ、意匠や色彩を誘導している。



注) 青線の内側については、第3章第1-2-(2)の文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導に関する区域及び同第1-2-(4)皇居周辺の風格ある景観誘導に関する区域である。  
※ 本図は、おおむねの区域を示したものである。



凡例 赤線の内側：浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区の区域  
青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る誘導区域

表 5-1 ■文化財庭園等景観形成特別地区における景観形成基準 (出典：東京都)

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 敷地間隔や隣棟間隔を <b>十分確保</b> し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺の街並みに配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、 <b>これらを生かした建築物の配置</b> とする。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、 <b>庭園からの眺望を阻害する高さや規模</b> とならないように検討する。 <input type="checkbox"/> 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> <b>色彩は、別表 2 の色彩基準に適合</b> するとともに、周辺景観と調和を図る。 <input type="checkbox"/> 建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 <input type="checkbox"/> <b>長大な壁面を生じさせない</b> ようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、 <b>圧迫感を感じさせない</b> ようにする。 <input type="checkbox"/> 建築物に <b>付帯する構造物や設備等は、建築物本体と調和</b> を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。 <input type="checkbox"/> 建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの <b>眺望を阻害する素材は使用しない</b> 。屋根、屋上に設備がある場合、 <b>庭園側に露出させない</b> ようにする。 <input type="checkbox"/> <b>バルコニーや設備などは、建築物本体との調和</b> を図る。 <input type="checkbox"/> <b>窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない</b> 。
公開空地・外構等	<input type="checkbox"/> 夜間の景観を検討し、 <b>過度な照明を庭園側に向けない</b> 。 <input type="checkbox"/> 敷地外周部は緑化を図り、 <b>庭園の緑との連続性を確保</b> し、潤いのある空間を創出する。 <input type="checkbox"/> 緑化に当たっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 <input type="checkbox"/> 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。
屋根屋上	<input type="checkbox"/> 屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に寄与する。 <input type="checkbox"/> 突出した形状を避け、 <b>庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする</b> 。

表 5-2 ■大規模建築物等の建築等に係る誘導区域における景観形成基準 (出典：東京都)

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> <b>隣地・隣棟間隔を十分に確保</b> する。
高さ・規模等	<input type="checkbox"/> 周辺の建築物群と <b>統一感のあるスカイライン</b> とする。 <input type="checkbox"/> <b>長大な壁面をもつ建築物とならない</b> ように計画する。
形態・意匠、色彩、素材	<input type="checkbox"/> <b>色彩は、別表 2 の色彩基準に適合</b> するとともに、周辺景観との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 街並みの中で、著しく目立つものとして認識される <b>赤や金色などの着色をしたガラスを使用しない</b> 。 <input type="checkbox"/> <b>機械式駐車場・タワーパーキングなどの駐車場の設置に当たっては、建築物内に収めるなど建築物と一体的な計画</b> とする。
屋外広告物等	<input type="checkbox"/> 建築物の <b>屋上には屋外広告物を設置しない</b> 。 <input type="checkbox"/> 建築物等の 3 階を超える部分又は地盤面からの高さが 10m 以上の部分(人工地盤やデッキなどがある場合は、周囲の状況により個別判断する。)に設置する広告物は、以下に掲げる基準に適合するものとする。 <input type="checkbox"/> ・建築物の <b>窓面の内側から広告物及びこれに類するものを表示しない</b> 。 <input type="checkbox"/> ・建築物の壁面に設置する広告物(以下「壁面広告物」という。)は、 <b>自社名、ビル名、店名又は商標を表示するものに限る</b> 。 <input type="checkbox"/> ・壁面広告は、 <b>光源を使用する場合は、白色系とする</b> 。ただし、 <b>光源が点滅しないものに限る</b> 。 <input type="checkbox"/> ・ <b>壁面を使って投射する広告物は使用しない</b> 。 <input type="checkbox"/> ・ビル名の文字などを表示する <b>壁面広告は、高さを 3 m 以下、長さをおおむね壁面幅の 1/3 以下とする</b> 。
その他	<input type="checkbox"/> その他緑化に関する事項等については、景観法に基づく届出制度による景観形成基準に適合したものとする。



## 5-2 その他参考となる眺望保全・再生の取組み事例

ここでは、公園緑地に限らず、特に広域となる眺望景観の保全、眺望景観の社会化について参考となる取組み事例を示す。

### 事例1 京都市眺望景観創生条例に基づく眺望景観の保全<sup>6)</sup>

- 京都市眺望景観創生条例は、市内に数多くの歴史的建造物を有し、東山等の山地に囲まれた京都の優れた眺望景観を創生するとともに、将来の世代に継承することを目的として、平成19年3月に制定された条例である。
- この条例に基づき、保全すべき眺望景観として38つの眺望が定められている。

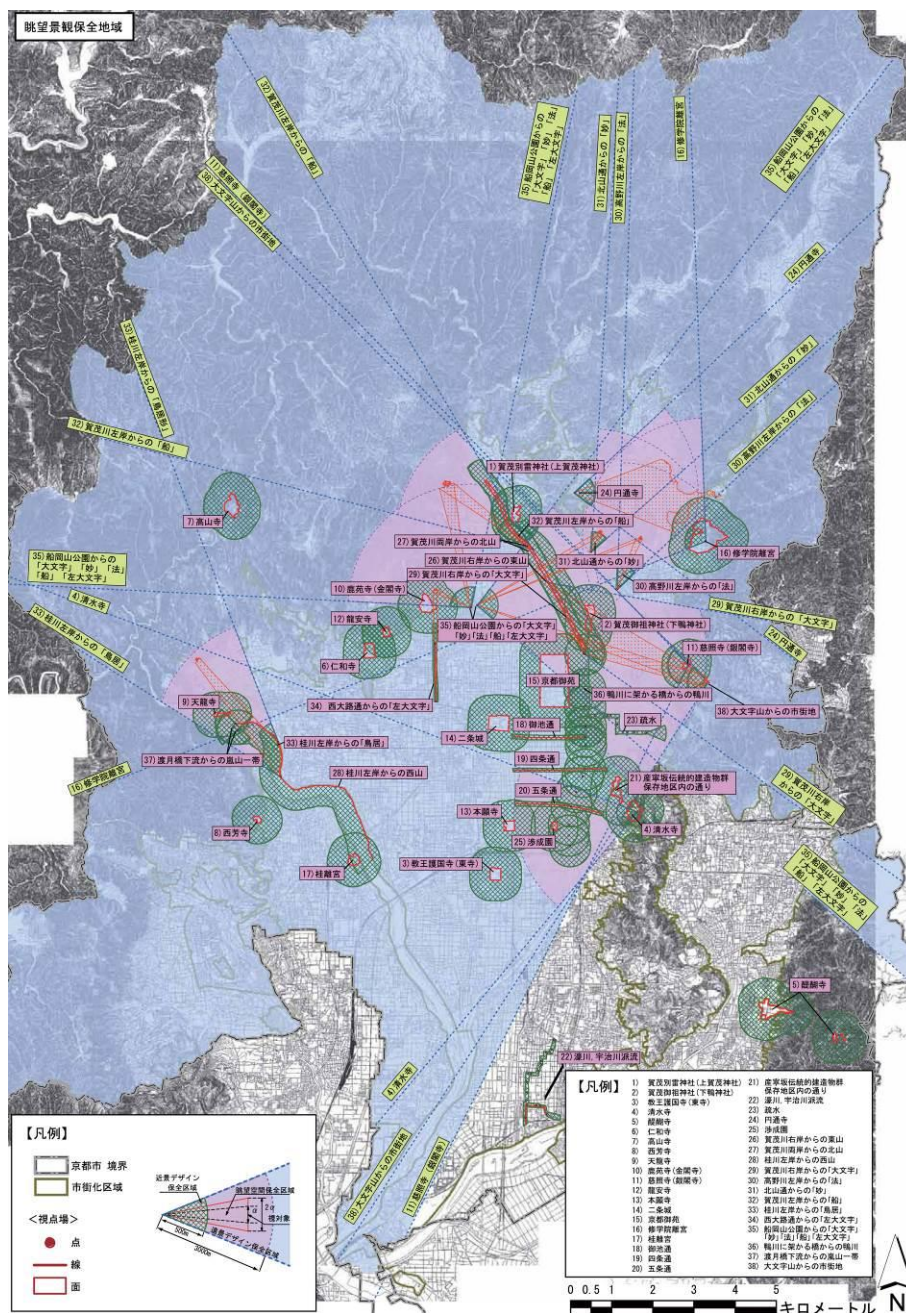


図5-1 ■京都市眺望景観創生条例に基づく眺望景観保全地域 全図 (出典：京都市)



■眺望景観の保全のための区域の指定と規制内容

- 眺望景観の保全のための区域として、「眺望空間保全区域」、「近景デザイン保全区域」、「遠景デザイン保全区域」の3つの区域が定められており、それぞれの区域に応じて、区域内の建築物等の規制を行っている。

区域名	概要
眺望空間保全区域	視点場から視対象への眺望を遮らないよう、建物等が超えてはならない標高を定める区域
近景デザイン保全区域	視点場から視認される建物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう、形態、意匠、色彩についての基準を定める区域
遠景デザイン保全区域	視点場から視認される建物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう、外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域 (近景デザイン保全区域を除く。)

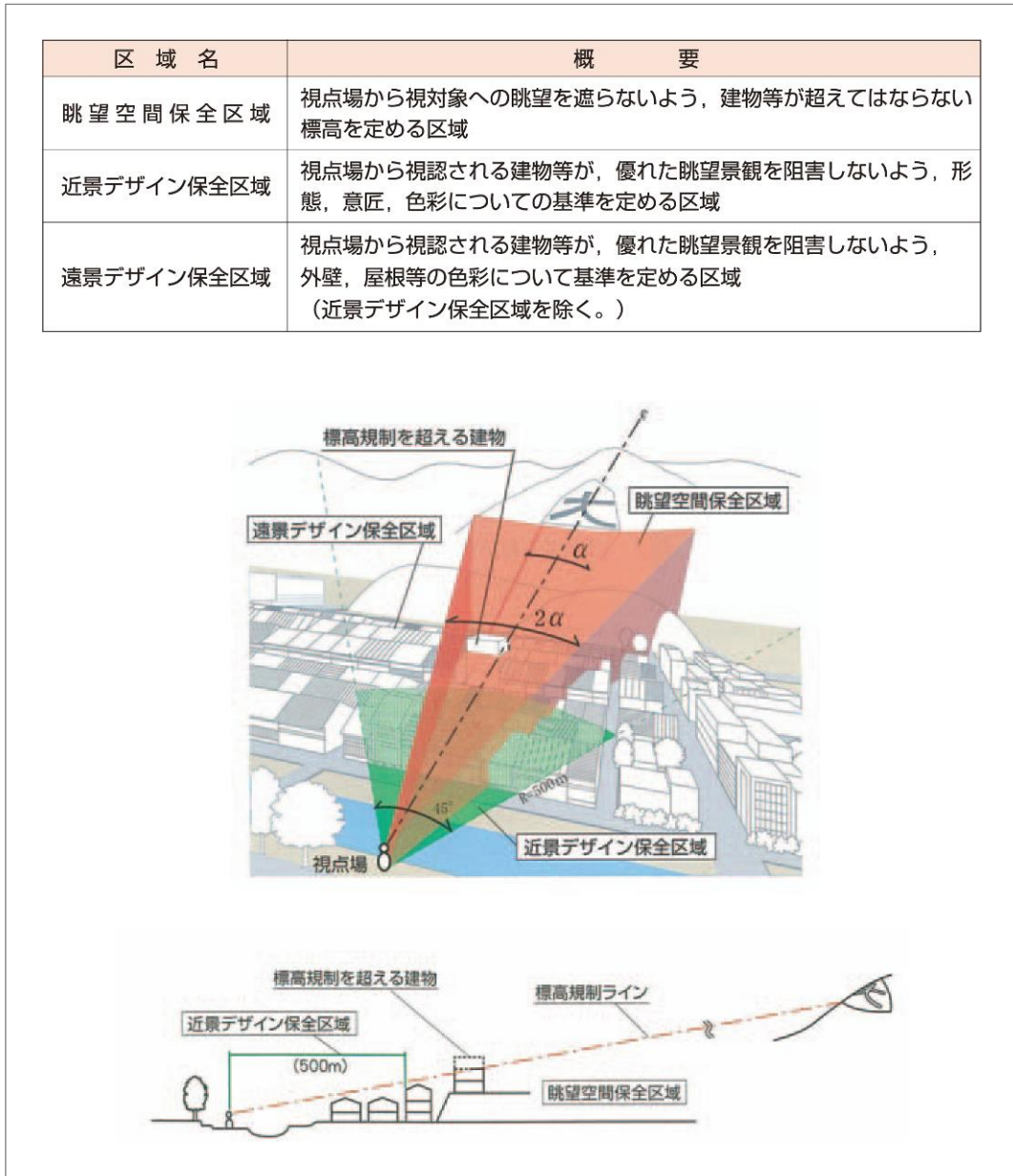


図 5-2 ■眺望景観の保全のために配慮が必要な区域の考え方（出典：京都市）

事例 2

いしかわ景観総合計画に基づく広域的な景観の保全<sup>7)</sup>

- いしかわ景観総合計画は、景観条例と屋外広告物条例の統合、新条例（いしかわ景観総合条例）の制定に伴い、県土全域の景観形成の指針となる総合計画として平成20年に策定された計画である。
- 計画では、県全域を「景観エリア」、広域的・連続的景観や眺望景観、文化的な景観、交流拠点景観などの地域を「景観形成重要エリア」、建築物等の影響が特に大きな地域を「特別エリア」にゾーニング指定することにより、地域特性に応じた景観形成を図ることとしている。

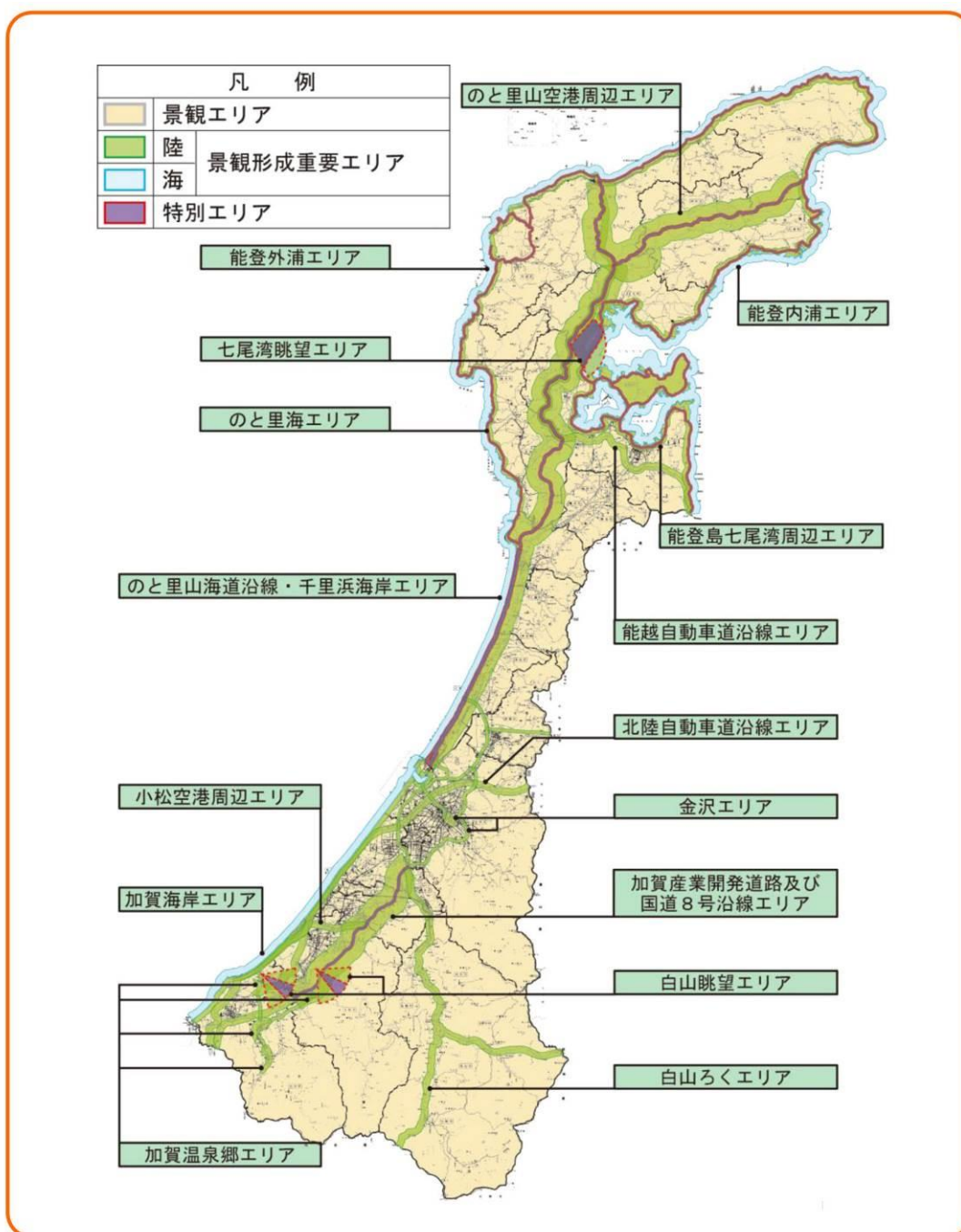


図 5-3 ■いしかわ景観総合計画の区域 （出典：石川県）

■個別計画「石川県眺望計画」による眺望景観の保全

- 石川県では、いしかわ景観総合計画に基づき、「石川県景観計画」、「石川県眺望計画」を策定し、市町を超えた広域的な景観形成を推進している。
- 「石川県眺望計画」は、石川県を代表する優れた眺望景観を保全するための石川県独自の計画である。白山への眺望など、優れた眺望景観を有する地域を「眺望景観保全地域」に指定し、眺望景観を保全するような建築物等の高さ、色彩、デザインなどを規制している。



図 5-4 ■石川県眺望計画の概要（出典：石川県）



### 事例3 眺望景観の価値の共有（眺望景観の社会化）に関する取り組み

#### ビューポイントサインの整備による眺望景観の社会化（兵庫県神戸市）<sup>8)</sup>

- 神戸市では「神戸らしい眺望景観 50 選. 10 選」を選定しており、ビューポイントを訪れる人々に、広く情報を発信するためのビューポイントサインを設置している。
- ビューポイントサインのデザインは、コンペティションで決定され、「ファッション都市・神戸」を思い起こさせる「針」をかたどったサインの針の穴から風景を覗き込むことができるようになっている。
- また、神戸市では、眺望景観について市民と理解を深め、協働して取り組みを進めていくことを目的に、眺望景観連続セミナーを開催した実績もある。



■コンペティションによりデザインが決定されたビューポイントサイン（出典：神戸市）

#### 京都岡崎の文化的景観の保全（京都府京都市）<sup>9)</sup>

- 京都市では、六勝寺の造営や琵琶湖疏水の開削によって形成された岡崎地域の優れた景観を次世代に継承することを目的として、平成 22 年度から 26 年度にかけて文化的景観の調査や保存計画策定に取り組んできた。
- 合わせて、京都岡崎魅力づくり推進協議会与連携し、住民に向けた連続講座やまち歩き、パネル展示などの取り組みを行い眺望景観の価値の共有を図ってきた。
- これらの取り組みを受けて、平成 27 年に、南禅寺や平安神宮などの社寺、無鄰菴など別荘・庭園群を含む左京区と東山区を中心とした 112 ヘクタールが国の文化財「重要文化的景観」に選定された。
- 目指すべき景観として、「東山山麓という場所性や東山への眺望」などの基本的性格の継承が挙げられている。





■京都岡崎の文化的景観 京都市美術館付近（出典：京都市）



公園緑地における眺望保全・再生の手引き（案）

## 資 料 編

本手引き案で扱う用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94





## 本手引き案で扱う用語

あ	
遠景	景観分析で用いられる用語で、視距離（視点から対象までの距離）が遠い景観を指す。遠景となる視距離に関して具体的な数値の定めはないが、一般的には樹木一本一本が認識不可能な景観（概ね視距離 2.1～2.8km 以上）を遠景と呼ぶ場合が多い。
屋外広告物	営利・非営利を問わず、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板、広告塔、建物の壁面看板などの広告物のこと。
か	
興味対象	眺望の主題を成し、眺望の主たる視対象となる地物。
興味対象エリア	眺望の主題を成し、眺望の主たる視対象となる地物が位置しているエリア（範囲）。
近景	景観分析で用いられる用語で、視距離（視点から対象までの距離）が近い景観を指す。近景となる視距離に関して具体的な数値の定めはないが、一般的には樹木一本一本の葉や枝、幹などが認識可能な景観（概ね視距離 340～460m 以下）を近景と呼ぶ場合が多い。
景観	人間をとりまく環境の眺め。
形態・意匠	建築物・工作物等の外観の特徴をあらわす形状やデザインのこと。
建築物	土地に定着する人工物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものこと。
工作物	門・塀・電柱・建物・トンネル・溝渠など、地上または地中に人工的に作られて設置されたものこと。
さ	
視点	景観を眺める人の位置。視点は景観の特性を規定する最も基本的な要因であり、景観分析においては視点と対象との位置関係が極めて重要となる。
視点場	視点が位置する場所、視点近傍の空間のこと。景観を良好なものにするためには、視対象のコントロールのみならず、視点周辺の植栽や施設整備を行なうなど、視点場を空間として整えることも重要となる。
借景	公園緑地の園外の山や樹木、水面、建築物等の地物への眺めを、園内の風景に取り込むことで、前景の公園緑地と背景となる借景とを一体化させて見せる手法。わが国の造園学研究の泰斗・上原敬二はこの借景について、「我国の庭造法が特に借景を以て世界造園史上に特筆されて居る」と述べており、日本庭園を特徴づける重要な造景手法の一つである。
水平景	視線の延長方向が概ね水平である景観。
水平見込角	対象の水平方向の見えの大きさを表わす角度（対象の張る視角）。
前景	景観の主題となる地物（主対象／興味対象）の手前（前面）に現れる地物等の景観。前景に興味対象の眺めを遮る要素がある場合、その眺望が大きく阻害されることになるため、眺望保全においては前景を良好に保つことも重要となる。

<b>た</b>	
眺望（眺望景観）	眺め、見晴らしのこと。
<b>は</b>	
背景	景観の主題となる地物（主対象／興味対象）の奥に現れる地物等の景観。
パノラマ（景）	水平方向に視野の広がりがある眺望。
ビスタ（景）	例えば、並木の軸方向への眺望など、方向性が強く意識される眺望。
俯角	対象を見下げる場合の視線の水平に対する角度。既往の研究によれば、対象が水面のように平面的な場合には、俯角 10 度近傍が見やすい領域であるといわれている。また俯角 8～10 度付近に最も視線が集中するともいわれており、この領域を「視線の集中領域（中心領域）」と呼ぶ場合もある。
<b>ま</b>	
見切り要素	視対象の手前であって、対象への見えの一部を遮る（見切る）要素。公園緑地からの眺望においては、視点場にある低木植栽や、公園緑地外縁の高木植栽等が、園内からの眺望の「見切り要素」としての役割を担うことが多い。

## 参考文献

### 原論編

- 1) 関口錠太郎・監修（1977）「設計・施工 造園技術大成」、養賢堂
- 2) 篠部裕（2012）「庭園の周辺景観の保全施策に関する一考察」、都市計画論文集 Vol. 47 No. 3 pp625-630、日本都市計画学会
- 3) 齋藤潮（2006）「名山へのまなざし」講談社新書 1851、講談社
- 4) 上原敬二（1926）「借景とヴィスタ」、造園学雑誌 2(1) pp121-127、日本造園学会
- 5) 篠原修（1982）「新体系土木工学 59 土木景観計画」、技報堂出版
- 6) 篠原修・編（2007）「景観用語事典 増補改訂版」、彰国社
- 7) 樋口忠彦（1975）「景観の構造」、技報堂出版

### 実践編

- 1) 神戸市ホームページ；神戸市市民参画推進局 広報課
- 2) 葉山町ホームページ；しおさい公園
- 3) 東京都都市整備局ホームページ
- 4) 金沢市ホームページ；都市整備局 景観政策課
- 5) 岡山市ホームページ；都市整備局 都市計画課
- 6) 東京都建設局ホームページ
- 7) 広島市ホームページ；企画総務局 秘書課
- 8) 京都市ホームページ；都市計画局 都市景観部 景観政策課
- 9) 西村幸夫・町並み研究会（2000）「都市の風景計画」、学芸出版社
- 10) 石川県ホームページ；土木部 都市計画課

### 事例編

- 1) 国土交通省国土地理院ホームページ；電子国土 Web
- 2) 岡山市ホームページ；都市整備局 都市計画課
- 3) 広島市ホームページ；都市整備局 都市計画課
- 4) 横須賀市ホームページ；都市部 市街地整備景観課
- 5) 東京都都市整備局ホームページ
- 6) 京都市ホームページ；都市計画局 都市景観部 景観政策課
- 7) 石川県ホームページ；土木部 都市計画課
- 8) 神戸市ホームページ；住宅都市局 計画部 まちのデザイン課
- 9) 京都市ホームページ；文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

## あとがき

本手引き（案）は、地域景観を特徴付ける眺望の保全・再生を促進することを目的として、日本庭園等の公園緑地における眺望の保全・再生を支援するため、平成 23 年度から 27 年度までの 5 箇年にわたり実施した「公園緑地における眺望保全・再生方策に関する研究」の成果をとりまとめたものです。

公園緑地における眺望保全・再生のあり方の検討等においては、樋口 忠彦新潟大学名誉教授、齋藤 潮東京工業大学大学院社会理工学研究科教授、福井 恒明 法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科教授、大沢 昌玄日本大学理工学部土木工学科准教授、下村 彰男東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻教授、山口 敬太京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻助教の景観、都市計画、公園等の 6 名の学識者の方（役職は当時）からご意見を頂戴しました。また、事例に関わる資料収集については、各事例の関係する事業者の皆さまに多大なご協力を頂戴しました。ここに、深く御礼申し上げます。



---

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of N I L I M

No. 945                      December 2016

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

---

本資料の転載・複写の問い合わせは

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

企画部研究評価・推進課    TEL 029-864-2675